

埼玉県報

第 2 4 9 6 号
平成 2 5 年 5 月 3 1 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [平成25年度地籍調査事業計画の変更\(土地水政策課\)](#)
- [自動車税分配情報作成業務委託に関する契約の相手方等の公示\(税務課\)](#)
- [埼玉県税務システム機能保守等業務委託に関する契約の相手方等の公示\(税務課\)](#)
- [彩の国だより印刷業務に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [電子複写機用紙の購入に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [埼玉県災害救助用アルファ米\(わかめご飯\)の購入に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定に係る公告\(大気環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県総合リハビリテーションセンター収納事務委託先の名称変更\(総合リハビリテーションセンター\)](#)
- [埼玉県彩の国ビジュアルプラザ運營業務委託に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A2街区専有部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A2街区共用部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [矢来用水堰土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [川島町土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [神川町土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [秦第二土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [新堀土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [新江川土地改良区の事業計画及び定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧公告\(市街地整備課\)](#)
- [飯能都市計画岩沢北部土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧公告\(市街地整備課\)](#)
- [指定事務所登録機関の名称の変更\(建築安全課\)](#)

- [電子複写機用再生紙3品目に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [トヨタ社製四輪車用純正部品ほか3品目に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道東松山越生線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の変更の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [特定講習機関が実施する特定講習の一部廃止に伴う公安委員会告示\(運転免許課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

雑報

- [埼玉県環境影響評価技術審議会の開催\(環境政策課\)](#)

正誤

- [埼玉県秩父県土整備事務所長告示第16号中訂正\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県秩父県土整備事務所長告示第17号中訂正\(秩父県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人空家・空地管理センター
- 三 代表者の氏名
上田 福三
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市小手指町一丁目三八番一六号第十一北斗ビル三百二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市街化地域に住むすべての住民に対し、「その地域ごとに存在する、長期間空家・空き地情報の収集・提供及びその維持活動」をし、誰もが安全かつ安心に暮らせる地域社会を創造することで、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人未来
- 三 代表者の氏名
坂本 千佳
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市大字中川崎一番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は誰もが、子供を持ちながらも、安心して働き続けることができるように、子どもの生活の場を提供し、また、英語教育活動、多読教室、読み聞かせなどを通しこれからのグローバル社会において必要となる素地を培うことで、社会貢献をすることを目的としている。

告 示

埼玉県告示第七百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本の剣道具製作技術と剣道を研究する会
- 三 代表者の氏名
梅澤 広将
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市小島九百七番地十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本の伝統文化剣道を後世に伝えるとともに剣道具製作の技術を継承する職人を育成し、製作に携わる職人の生活基盤の安定・向上を目指していくことで、伝統文化剣道の伝承と剣道具製作を通じて社会の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百四十一号

平成二十五年埼玉県告示第四百九十九号（平成二十五年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正したので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

秩父市	大達原第三（大滝の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
秩父市	大達原第四（大滝の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
秩父市	小双里第一（大滝の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第一（大滝の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
飯能市	双柳第三（大字双柳の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
飯能市	双柳第四（大字双柳の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
狭山市	狭山第四十七（富士見二丁目の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
狭山市	狭山第四十八（富士見二丁目の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十二（大谷の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十三（大谷の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
越谷市	越谷第十一―五計画区（大字下間久里、大字上間久里、大字袋山、千間台東二丁目、千間台東三丁目、千間台東四丁目の各一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで

表中

を

越谷市	深谷市	深谷市	狭山市	狭山市	東松山市	加須市	加須市	飯能市	飯能市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	熊谷市	熊谷市		
越谷第十一五計画区(大字下間久里、	の(一部)	深谷第三十三(大谷谷の(一部))	深谷第三十二(大谷の(一部))	見二丁目(の一部)	狭山第四十八(富士見二丁目(の一部))	狭山第四十七(富士見二丁目(の一部))	東松山七地区(幸町の(一部))	飯積Ⅲ(飯積の(一部))	飯積Ⅱ(飯積の(一部))	双柳第四(大字双柳の(一部))	双柳第三(大字双柳の(一部))	鶉平第一(大滝の(一部))	小双里第一(大滝の(一部))	大達原第四(大滝の(一部))	大達原第三(大滝の(一部))	大麻生一(一部)	吉岡四一(楊井の(一部))
平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から	平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から	平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から	平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から	平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から	平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から	平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から	平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から	平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から

に改める。

		日高市	日高市	小川町	小川町	小川町	ときがわ町	ときがわ町	小川町	小川町	小川町	神川町	神川町	神川町
		日高第四十一地区 (大字横手の一部)	日高第四十二地区 (大字横手の一部)	腰越七―一(大字 腰越の一部)	腰越七―二(大字 腰越の一部)	腰越八(大字腰越 の一部)	馬場・関堀・田中 (大字馬場、大字 関堀、大字田中の 一部)	瀬戸(大字瀬戸元 上、大字瀬戸元下)	般若五(般若の一 部)	般若六(般若の一 部)	矢納二(大字矢納 の一部)	矢納三(大字矢納 の一部)		
		平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年五月二十三日から 平成二十六年三月三十一日まで	平成二十六年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第七百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
自動車税分配情報作成業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
- 5 契約金額
10.5円（分配情報税抜き1件当たりの単価）
2円（県外移転情報税抜き1件当たりの単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第七百四十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県税務システム機能保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
51,030,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第七百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

彩の国だより印刷業務 約 2,330,000 部 × 12 回 (8 ページ × 10 回 ・ 12 ページ × 2 回)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成25年 3 月28日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社きかんし 東京都江東区辰巳 2 丁目 8 番21号

5 落札金額

64,783,320円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成25年 2 月12日

告 示

埼玉県告示第七百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子複写機用紙 25,200箱 (A 4 判 23,500箱 B 4 判 300箱 A 3 判
1,400箱)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県会計管理課総務・物品管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15
番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 3 月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
溝口洋紙株式会社 埼玉県さいたま市見沼区卸町 1 丁目33番地
- 5 落札金額
26,622,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年 2 月12日

告 示

埼玉県告示第七百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県災害救助用アルファ米（わかめご飯） 120,250 食

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県農林部農産物安全課総務・JAS法担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成25年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

星野総合商事株式会社 埼玉県川口市本蓮1丁目1番9号

5 落札金額

21,818,160円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成25年2月12日

告 示

埼玉県告示第七百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コスモス・アース

三 代表者の氏名

大 塚 健 司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目二百七十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者、地域住民等が、遊休農地を活用して景観形成作物や野菜などの農作物を栽培するとともに、異業種交流活動を行い、ともにふれあい「環境福祉」の実践をとおして、循環型社会を形成し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百四十八号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を次のとおり定めたので、公告する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

第1章 序説

第1節 計画策定の趣旨

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき本計画を策定するものである。

第2節 対策地域の範囲（法第6条及び第8条に基づく指定）

総量削減計画を策定する窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は、埼玉県の区域のうち、さいたま市、川越市、熊谷市（旧江南町及び旧妻沼町を除く。）、川口市、行田市、所沢市、加須市（旧北川辺町及び旧大利根町を除く。）、本庄市（旧児玉町を除く。）、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、比企郡川島町、同郡吉見町、児玉郡上里町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町及び同郡松伏町の区域（平成24年10月1日現在の区域）とする。

図 1 - 2 - 1 対策地域（窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域）



第2章 計画の目標及び計画達成の期間

第1節 計画の目標

1 窒素酸化物

窒素酸化物対策地域において、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物の総量を削減させることにより、対策地域の二酸化窒素に係る大気環境基準を確保することを目標とする。

2 粒子状物質

粒子状物質対策地域において、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される粒子状物質の総量を削減させることにより、対策地域の浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。

第2節 計画の期間

平成33年3月31日までに対策地域全体において大気環境基準を確保する。

なお、平成28年3月31日までを中間目標期間として全ての監視測定局における大気環境基準を達成する。

第3節 目標達成のための排出量

窒素酸化物及び粒子状物質について、表2-3-1の に掲げる総量を に掲げる総量まで削減させることを目途として、 に掲げる総量を に掲げる総量まで削減させることにより、目標を達成する。

表 2 - 3 - 1 現状年度及び目標年度における総量

総量の区分		窒素酸化物排出量 (トン/年)	粒子状物質排出量 (トン/年)
平成 21 年度 (基準年度)(1)	対策地域において事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量	38,045	1,523
	のうちの自動車排出総量	20,821	573
平成 27 年度 (中間目標年度)	対策地域において全ての監視測定局の大気環境基準を達成するための事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量	31,404	1,407
	のうちの自動車排出総量	15,545	517
平成 32 年度 (最終目標年度)	対策地域全体において大気環境基準を達成するための事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量	26,637	1,329
	のうちの自動車排出総量	11,639	476

1 : 自動車交通に係る適当な調査結果が得られる至近年度であること等から平成 21 年度を基準年度とした。

第3章 対策地域の現状

第1節 窒素酸化物及び粒子状物質の排出の状況

1 窒素酸化物

窒素酸化物の発生源としては、自動車の排出量が多く、自動車の中でも普通貨物車による排出量が多い状況にある。

平成21年度における対策地域内の発生源別窒素酸化物排出状況及び車種別自動車排出窒素酸化物排出状況は、次のとおりである。

表 3 - 1 - 1 発生源別窒素酸化物排出状況 (単位:トン/年)

発生源	自動車	工場・事業場	家庭等	合計
排出量	20,821	10,502	6,723	38,405

(環境省調べ)

表 3 - 1 - 2 車種別自動車排出窒素酸化物排出状況 (単位:トン/年)

車種	軽乗用	乗用	バス	軽貨物	小型貨物	貨客	普通貨物	特種(殊)
排出量	455	1,923	1,019	431	670	275	13,378	2,669

(環境省調べ)

2 粒子状物質

粒子状物質の発生源としては、自動車と工場・事業場の排出量が多い状況にある。

平成 21 年度における対策地域内の発生源別粒子状物質排出状況及び車種別自動車排出粒子状物質排出状況は、次のとおりである。

表 3 - 1 - 3 発生源別粒子状物質排出状況 (単位:トン/年)

発生源	自動車	工場・事業場	家庭等	合計
排出量	573	575	374	1,523

(環境省調べ)

表 3 - 1 - 4 車種別自動車排出粒子状物質排出状況 (単位:トン/年)

車種	軽乗用	乗用	バス	軽貨物	小型貨物	貨客	普通貨物	特種(殊)
排出量	47	221	16	14	22	24	189	40

(環境省調べ)

第2節 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況

1 二酸化窒素に係る環境基準達成状況

平成19年度以降、全測定局で二酸化窒素に係る環境基準を達成している。

平成23年度の対策地域内の有効測定局(年間の測定時間が6,000時間以上)における環境基準の達成状況は、一般環境大気測定局48局のうち48局(100%)で、自動車排出ガス測定局26局のうち26局(100%)で環境基準を達成している。

図 3 - 2 - 1 二酸化窒素の環境基準達成状況

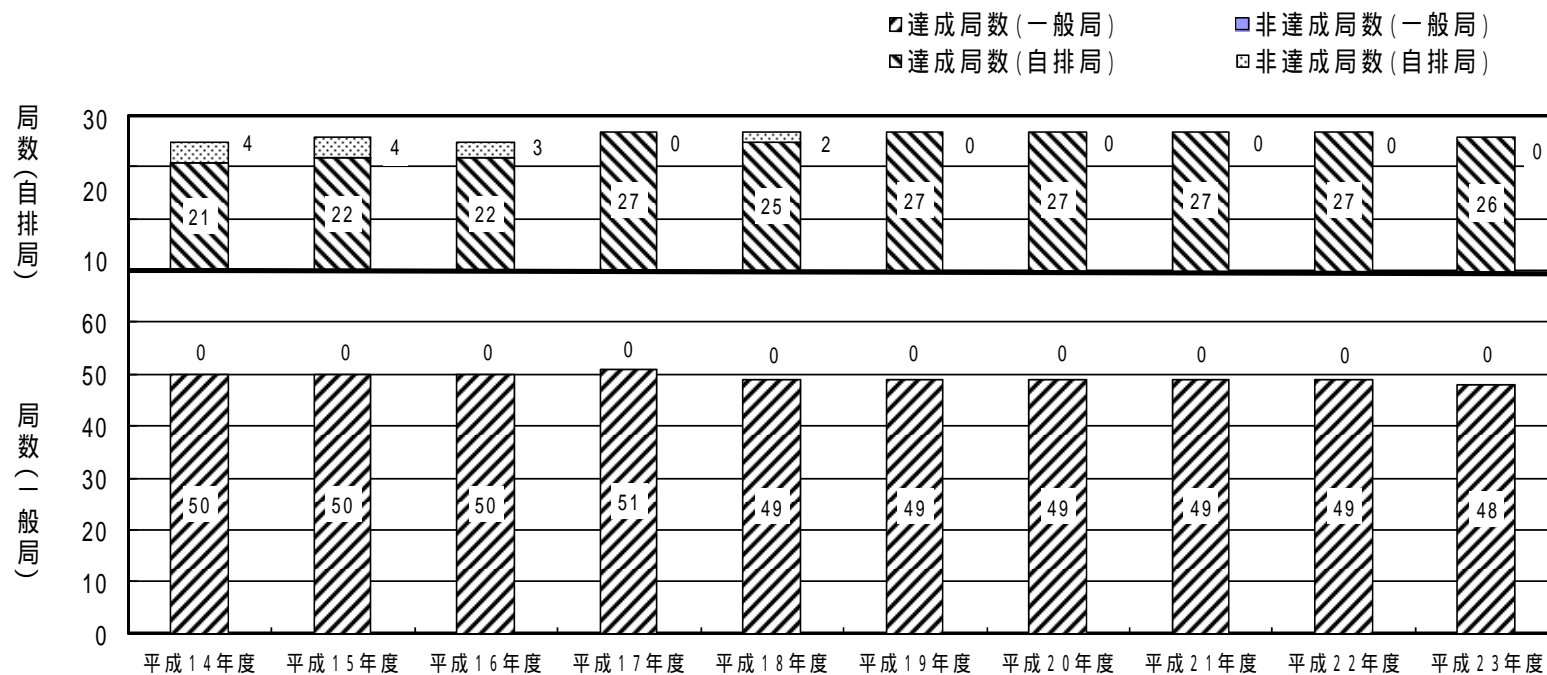


表 3 - 2 - 1 二酸化窒素の環境基準達成状況

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
一般環境 大気測定局	達成局数	50	50	50	51	49	49	49	49	49	48
	非達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
自動車排出 ガス測定局	達成局数	21	22	22	27	25	27	27	27	27	26
	非達成局数	4	4	3	0	2	0	0	0	0	0
	達成率(%)	84.0	84.6	88.0	100	92.6	100	100	100	100	100

(大気汚染常時監視測定結果報告書より埼玉県調べ)

2 二酸化窒素に係る汚染状況の推移

二酸化窒素濃度は、緩やかに減少している。

平成 23 年度の対策地域内の一般環境大気測定局における二酸化窒素濃度の日平均値年間 98% 値は 0.033ppm、年平均値は 0.017ppm、自動車排出ガス測定局の日平均値年間 98% 値は 0.042ppm、年平均値は 0.024ppm であり、いずれも過去最低値を示した。

図 3 - 2 - 2 二酸化窒素濃度の推移

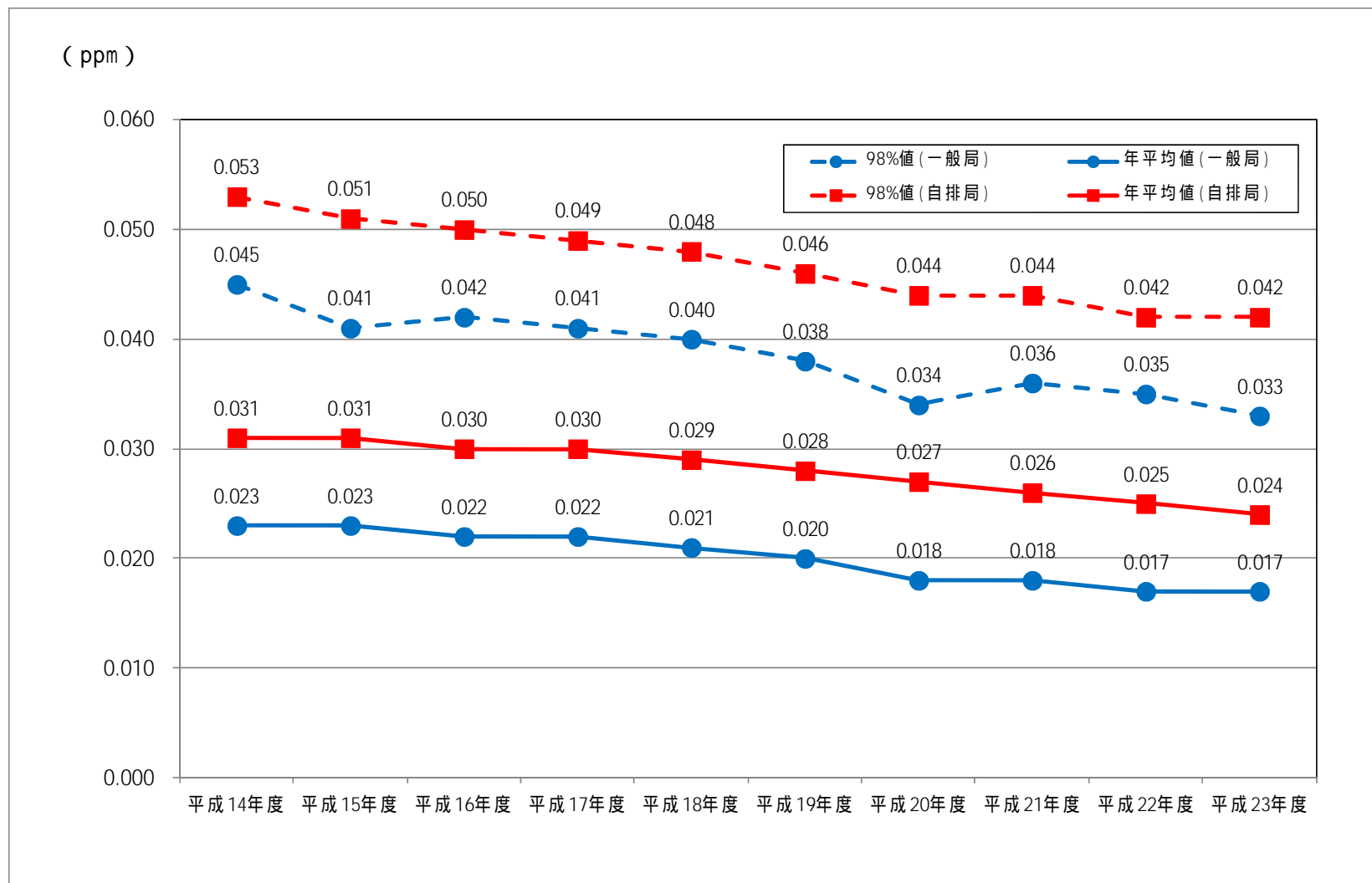


表 3 - 2 - 2 二酸化窒素濃度の推移

(単位：ppm)

		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
一般環境	98%値	0.045	0.041	0.042	0.041	0.040	0.038	0.034	0.036	0.035	0.033
大気測定局	年平均値	0.023	0.023	0.022	0.022	0.021	0.020	0.018	0.018	0.017	0.017
自動車排出	98%値	0.053	0.051	0.050	0.049	0.048	0.046	0.044	0.044	0.042	0.042
ガス測定局	年平均値	0.031	0.031	0.030	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024

(大気汚染常時監視測定結果報告書埼玉県調べ)

(注) 98%値：対策地域内の各測定局の日平均値のうち低い方から98%番目に相当する値を平均した値

年平均値：対策地域内の各測定局の日平均値の1年間の平均値を平均した値

3 浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況

平成 15 年度までの浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成率は非常に低い状況であったが、車種規制の強化などにより大幅に改善され、平成 23 年度は自動車排出ガス測定局 1 局で特異な気象要因によるものと思われる基準超過があったものの、おおむね環境基準を達成している。

平成 23 年度の対策地域内の有効測定局における環境基準の達成状況は、一般環境大気測定局では 48 局のうち 48 局（100%）、自動車排出ガス測定局では 24 局のうち 23 局（95.8%）で環境基準を達成している。

図 3 - 2 - 3 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

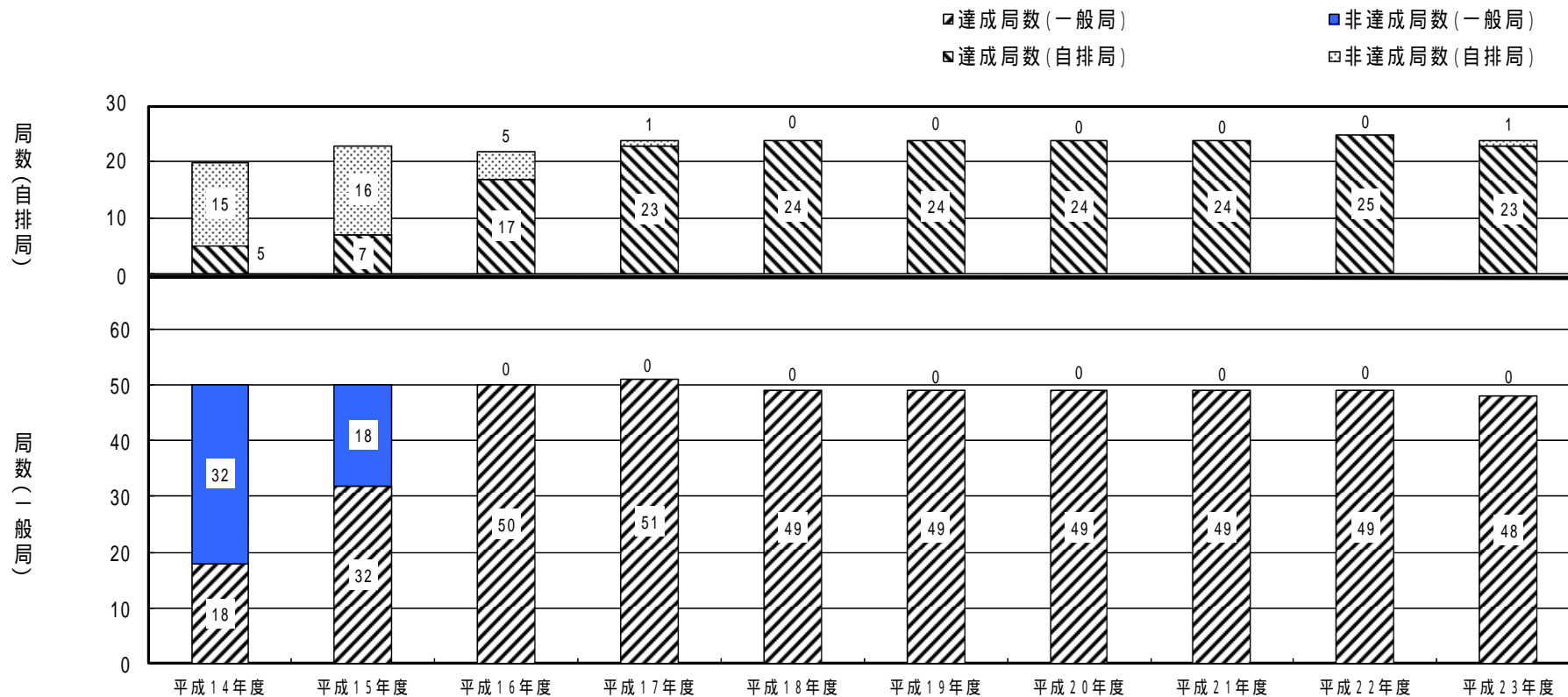


表 3 - 2 - 3 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
一般環境 大気測定局	達成局数	18	32	50	51	49	49	49	49	49	48
	非達成局数	32	18	0	0	0	0	0	0	0	0
	達成率(%)	36.0	64.0	100	100	100	100	100	100	100	100
自動車排出 ガス測定局	達成局数	5	7	17	23	24	24	24	24	25	23
	非達成局数	15	16	5	1	0	0	0	0	0	1
	達成率(%)	25.0	30.4	77.3	95.8	100	100	100	100	100	95.8

(大気汚染常時監視測定結果報告書より埼玉県調べ)

4 浮遊粒子状物質に係る汚染状況の推移

浮遊粒子状物質濃度は、減少傾向で推移している。

平成 23 年度の対策地域内の一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質濃度の日平均値年間 2 % 除外値は 0.054 mg/m^3 、年平均値は 0.023 mg/m^3 、自動車排出ガス測定局の日平均値年間 2 % 除外値は 0.056 mg/m^3 、年平均値は 0.024 mg/m^3 であった。

図 3 - 2 - 4 浮遊粒子状物質濃度の推移

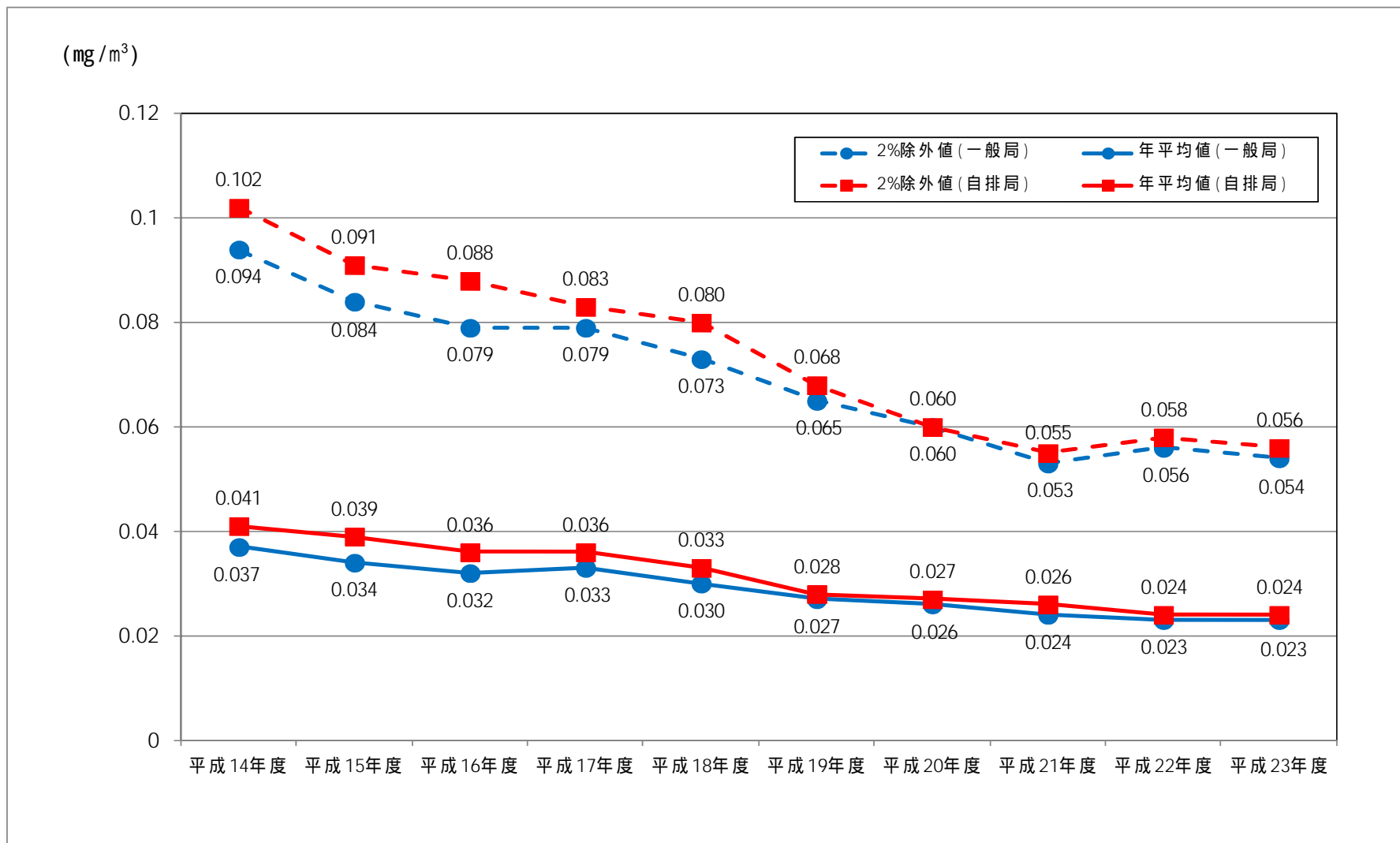


表 3 - 2 - 4 浮遊粒子状物質濃度の推移

(単位: mg/m³)

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
一般環境	2 % 除外値	0.094	0.084	0.079	0.079	0.073	0.065	0.060	0.053	0.056	0.054
大気測定局	年平均値	0.037	0.034	0.032	0.033	0.030	0.027	0.026	0.024	0.023	0.023
自動車排出	2 % 除外値	0.102	0.091	0.088	0.083	0.080	0.068	0.060	0.055	0.058	0.056
ガス測定局	年平均値	0.041	0.039	0.036	0.036	0.033	0.028	0.027	0.026	0.024	0.024

(大気汚染常時監視測定結果報告書埼玉県調べ)

(注) 2 % 除外値 : 対策地域内の各測定局の日平均値の高い方から 2 % の範囲にあるものを除外した日平均値のうちの最高値を平均した値

年平均値 : 対策地域内の各測定局の日平均値の 1 年間の平均値を平均した値

第3節 道路・鉄道等の状況

1 道路

対策地域の主要道路は、東京を核として放射状に東北縦貫自動車道、関越自動車道、常磐自動車道の高速自動車国道、首都高速川口線、高速6号三郷線及び高速埼玉大宮線をはじめ、一般国道としては、4号、17号、122号、254号、299号及び407号がある。また、これらと交差する東西方向には、東京外かく環状道路及び首都圏中央連絡自動車道の各一部区間が供用されているほか、首都高速埼玉新都心線があり、一般国道としては、16号、125号、140号、298号、462号及び463号がある。

これらの幹線が基本的な骨格を形成し、これを補完する主要地方道、一般県道及び市町村道が有機的に結ばれて道路網が形成されている。

2 鉄道

対策地域の鉄道は、東京を核とする放射方向の路線と環状方向の路線で構成される。前者には、JR東日本の東北新幹線、上越新幹線、宇都宮線、高崎線、京浜東北線及び埼京線、東武鉄道の伊勢崎線、日光線及び東上線、西武鉄道の池袋線及び新宿線、埼玉高速鉄道、つくばエクスプレス並びに埼玉新都市交通（ニューシャトル）があり、後者には、JR東日本の武蔵野線、川越線及び八高線、東武鉄道の野田線並びに秩父鉄道がある。

第4節 自動車登録台数

平成22年度末における対策地域内の自動車登録台数は、次のとおりである。

表 3 - 4 - 1 自動車登録台数（対策地域内） （単位：台）

車 種		保 有 台 数	
軽乗用車、軽貨物車		916,014	指定自動車以外 計 3,001,092
乗用車	ディーゼル車以外	2,085,078	
	ディーゼル車	11,231	指定自動車 計 350,511
バス		8,053	
小型貨物車		166,057	
普通貨物車		104,400	
特種(殊)車		60,770	
合 計		3,351,603	

（市区町村別自動車保有車両数、市区町村別軽自動車車両数。乗用車は、県全体の保有台数割合から推計）

第5節 低公害車の導入状況

平成22年度末における県内の低公害車の導入状況は、次のとおりである。

表3-5-1 低公害車の導入状況 (単位:台)

車種	計
電気自動車	205
メタノール自動車	1
天然ガス自動車	1,831
ハイブリッド自動車	74,781
プラグインハイブリッド車	5
燃料電池車	0
クリーンディーゼル自動車	-
次世代自動車	76,823
低燃費かつ低排出ガス認定車	1,223,325
合計	1,300,148

(軽自動車・自動二輪を除く / 関東運輸局調べ)

クリーンディーゼル自動車の登録台数データなし

第6節 県内の貨物輸送量等

1 自動車による貨物輸送状況等(「交通関連統計資料集」による。)

平成22年度の埼玉県における営業用自動車の輸送トン数は154,427千トン(全自動車輸送トン数中の69%)、自家用自動車の輸送トン数は68,688千トン(全自動車輸送トン数中の31%)である。

2 輸送手段ごとの輸送状況(「貨物地域流動調査」による。)

(1)自動車貨物流動状況

平成22年度の埼玉県における自動車による貨物の方向別流動量は、県内県内101,559千トン(35.9%)、県内 県外86,462千トン(30.5%)、県外県内95,223千トン(33.6%)である。

(2)鉄道貨物流動状況

平成22年度の埼玉県における鉄道による貨物の方向別流動量は県内県内6千トン(0.2%)、県内 県外966千トン(30.3%)、県外 県内2,213千トン(69.5%)である。

図 3 - 6 - 1 自動車貨物流動状況(割合)

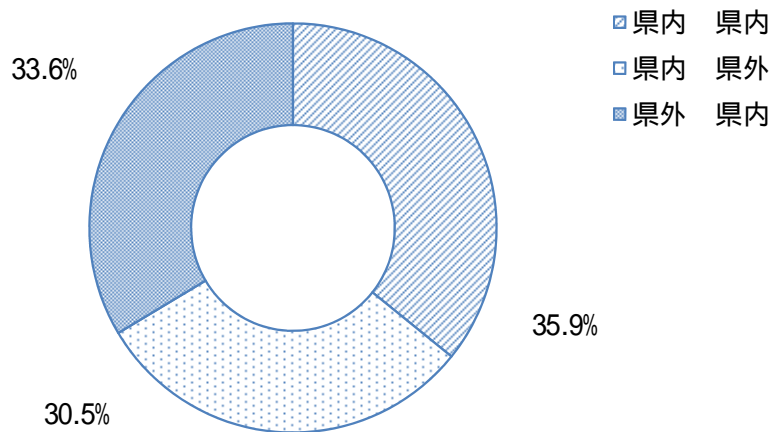


図 3 - 6 - 2 鉄道貨物流動状況(割合)

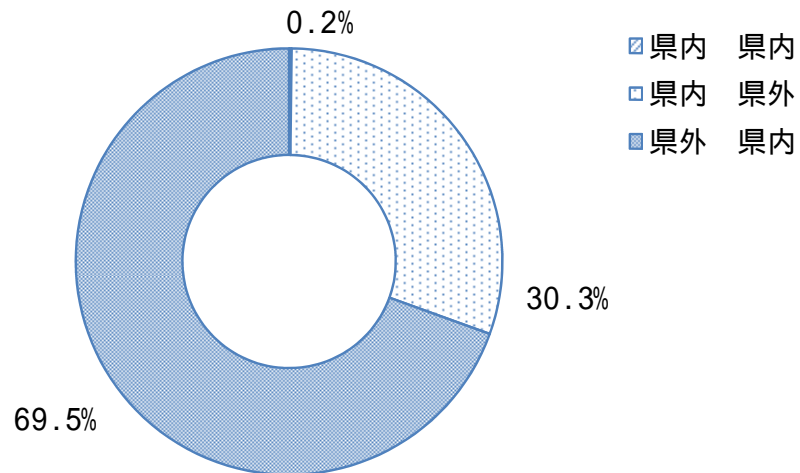


表 3 - 6 - 1 輸送手段ごとの貨物輸送量及び区分ごとの割合

(単位:千トン/年)

区 分	自動車		鉄 道		合 計	
	輸送量	区分ごとの割合 (%)	輸送量	区分ごとの割合 (%)	輸送量	区分ごとの割合 (%)
県内 県内	101,559	35.9	6	0.2	101,565	35.5
県内 県外	86,462	30.5	966	30.3	87,428	30.5
県外 県内	95,223	33.6	2,213	69.5	97,436	34.0
合 計	283,244	100.0	3,185	100.0	286,429	100.0

3 輸送手段ごとの構成比（「貨物地域流動調査」による。）

平成 22 年度の埼玉県における全貨物流動量の状況については、自動車 283,244 千トン（98.9%）、鉄道 3,185 千トン（1.1%）であり、県内 県内の貨物流動状況については自動車がほぼ 100.0%を占め、県内 県外の貨物流動状況については自動車 98.9%、鉄道 1.1%である。また、県外 県内の貨物流動状況については自動車 97.7%、鉄道 2.3%である。

なお、輸送割合をみると、年度にかかわらず貨物輸送量は、おおむね自動車が占めている。

図3-6-3 輸送手段ごとの貨物輸送量の推移

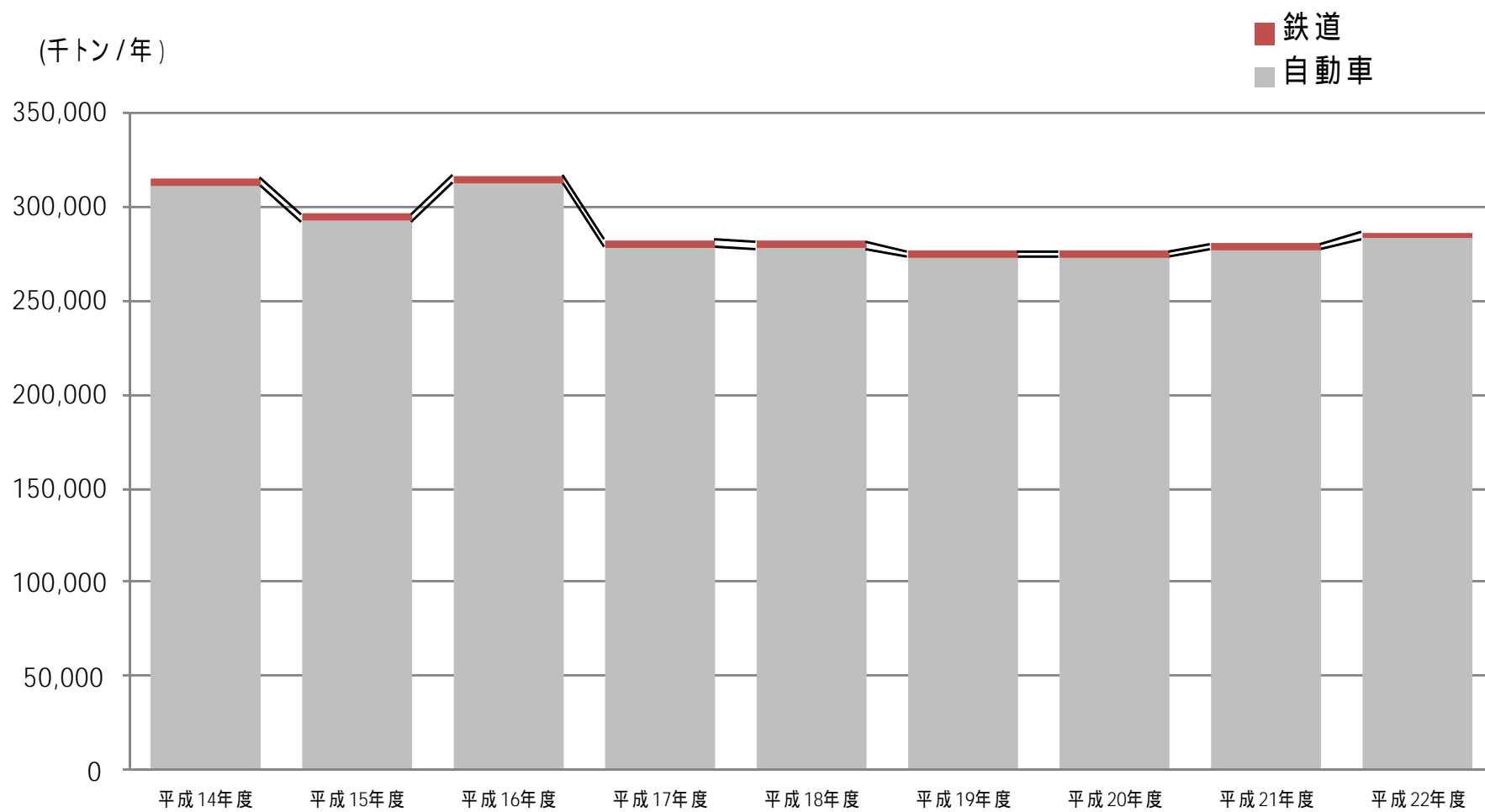


図3-6-4 輸送手段ごとの貨物流動状況（割合）

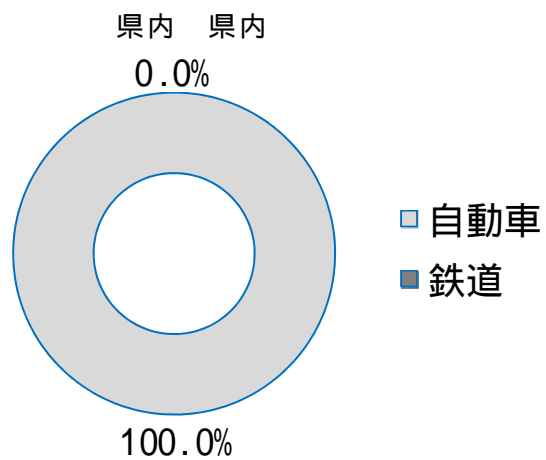


図3-6-5 輸送手段ごとの貨物流動状況（割合）

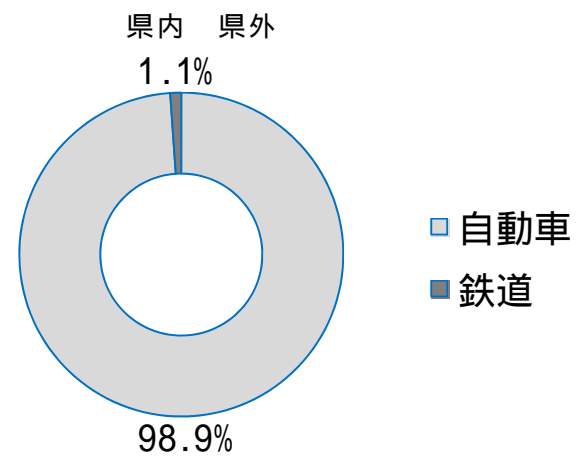


図3-6-6 輸送手段ごとの貨物流動状況（割合）

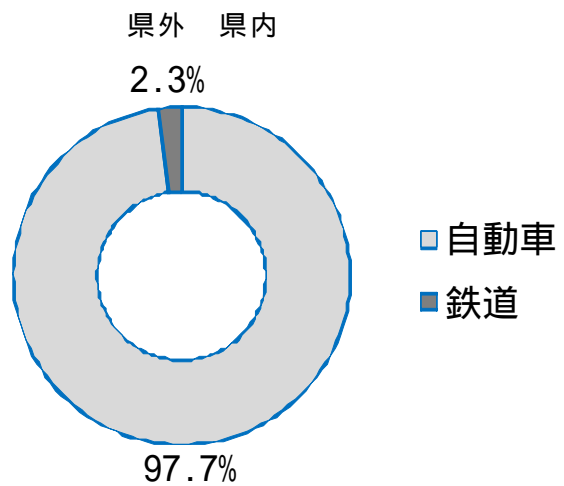


表 3 - 6 - 2 輸送手段ごとの貨物輸送量及び輸送手段割合

(単位:千トン/年)

区 分	自動車		鉄 道		合 計	
	輸送量	構成比 (%)	輸送量	構成比 (%)	輸送量	構成比 (%)
県内 県内	101,559	100.0	6	0.0	101,565	100.0
県内 県外	86,462	98.9	966	1.1	87,428	100.0
県外 県内	95,223	97.7	2,213	2.3	97,436	100.0
合 計	283,244	98.9	3,185	1.1	286,429	100.0

第7節 県内の人員輸送量等（「旅客地域流動調査」による）

平成21年度の埼玉県における旅客輸送人員とその内訳は、表3-7-1のとおりである。

輸送手段別の構成比は、自家用乗用車が60.6%で、第2位である鉄道（33.6%）の約2倍となっており、特に、県内 県内の流動では73.0%を占める。

一方、県内 県外及び県外 県内の流動では、鉄道が6割以上を占めている。

全国データと比較すると、本県における自家用自動車利用の構成割合は3.2ポイント低くなっており、その分鉄道利用が多くなっている。

なお、輸送人員の経年変化をみると、鉄道がほぼ横ばいで推移しているのに対し、自家用乗用車は平成15年度から20年度まで年々増加していたが、平成21年度に減少した。

表 3 - 7 - 1 輸送手段ごとの旅客数

(単位:千人/年)

区 分	自家用乗用車		鉄 道		乗合バス		その他		合 計	
	旅客数	割合 (%)	旅客数	割合 (%)	旅客数	割合 (%)	旅客数	割合 (%)	旅客数	割合 (%)
県内 県内	2,469,702 (55,321,449)	73.0 (68.6)	651,942 (17,818,636)	19.3 (22.1)	188,105 (4,073,986)	5.6 (5.1)	71,470 (3,376,042)	2.1 (4.2)	3,381,219 (80,590,113)	100 (100)
県内 県外	322,861 (3,596,399)	36.8 (41.2)	538,899 (4,737,873)	61.5 (54.3)	6,325 (103,736)	0.7 (1.2)	8,769 (286,000)	1.0 (3.3)	876,854 (8,724,008)	100 (100)
県外 県内	322,861 (3,596,399)	36.7 (41.2)	537,213 (4,737,873)	61.0 (54.3)	7,524 (103,736)	0.8 (1.2)	13,080 (286,000)	1.5 (3.3)	880,678 (8,724,008)	100 (100)
合 計	3,115,424 (62,514,247)	60.6 (63.8)	1,728,054 (27,294,382)	33.6 (27.8)	201,954 (4,281,458)	4.0 (4.4)	93,319 (3,948,042)	1.8 (4.0)	5,138,751 (98,038,129)	100 (100)

括弧内は、全国データ

図 3 - 7 - 1 輸送機関ごとの人員流動状況（割合）

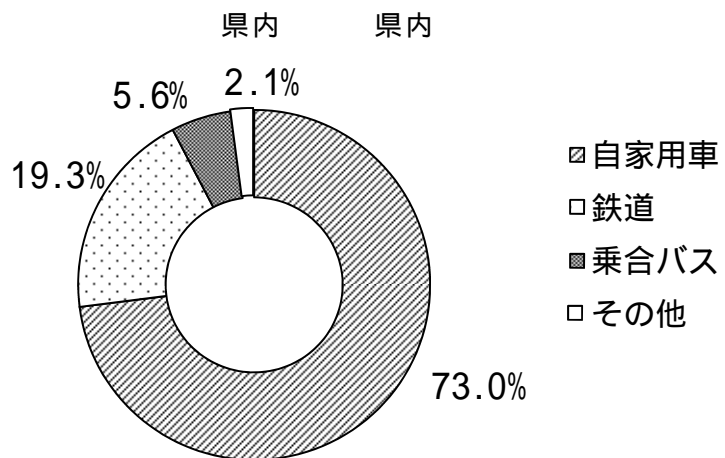


図 3 - 7 - 2 輸送機関ごとの人員流動状況（割合）

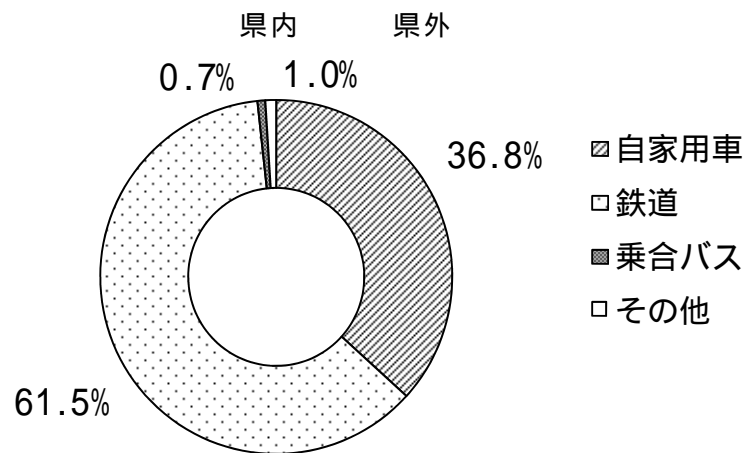


図 3 - 7 - 3 輸送機関ごとの人員流動状況（割合）

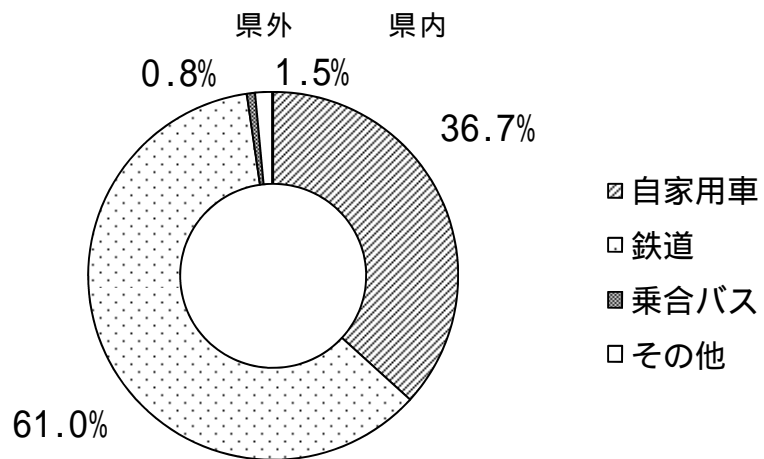
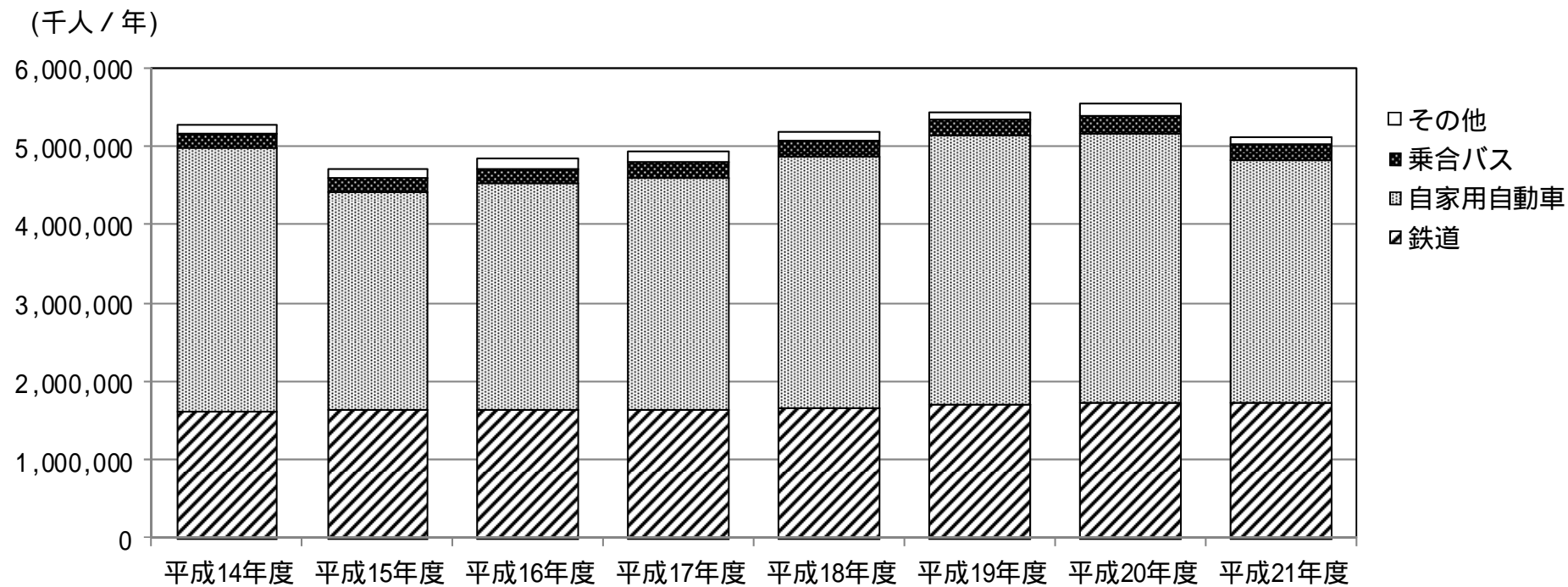


図 3 - 7 - 4 輸送手段ごとの人員輸送量の推移



第 8 節 道路交通の状況等

平成 22 年度の主要路線及び県内全道路の混雑時平均旅行速度、当該路線の主要地点における 12 時間交通量、24 時間交通量及び大型車混入率は表 3 - 8 - 1 のとおりである。

表 3 - 8 - 1 主要路線における混雑時平均旅行速度等の状況

主要路線	混雑時平均旅行速度 (2) (k m / h)	主要地点	交 通 量 (台)		大型車混入率 (12 時間) (%)
	平 日		12 時間	24 時間	
東北縦貫自動車道	67.9	浦和 I C ~ 岩槻 I C	66,303	96,253	33.0
関越自動車道	74.9	川越 I C ~ 鶴ヶ島 J C T	67,890	92,342	21.4
高速 6 号三郷線	25.8	八潮市木曾根 (高速 6 号三郷線)	54,806	88,347	25.9
高速川口線	25.4	川口市赤山 1045	58,836	84,867	26.6
一般国道 4 号	24.7	草加市長栄町 577 - 7	31,252	47,351	24.5
一般国道 16 号	23.0	川越市新宿 1 - 8	25,323	38,755	25.0
一般国道 17 号	22.3	さいたま市中央区円阿弥 7 - 7 - 11	52,395	81,612	22.8
一般国道 463 号	14.6	新座市中野 1 - 1	38,070	51,395	29.5
主要地方道さいたま栗橋線	22.3	北足立郡伊奈町栄 4 - 78 - 5	25,483	36,441	26.5
県 全 体	25.1				

2 : 各路線毎の全調査地点の平均値

(平成 22 年度道路交通センサスより作成)

第4章 計画達成の方途

自動車単体規制及び車種規制（ 3 ）など自動車排出ガスの削減対策（ 4 ）により、第2章第3節に掲げるとおり、平成27年度において中間目標達成のために必要な自動車排出窒素酸化物の総量は15,545トン/年、自動車排出粒子状物質の総量は517トン/年、平成32年度において最終目標達成のために必要な自動車排出窒素酸化物の総量は11,639トン/年、自動車排出粒子状物質の総量は476トン/年になると推計される。

さらに、交通需要の調整・低減や交通流対策等の対策を国、県、市町村、関係道路団体及び民間の協力の下に実施することにより計画の達成を確実なものとする。

なお、自動車以外の発生源対策についても、関係機関との連携を図り、窒素酸化物及び粒子状物質の排出低減対策を推進していく。

（注）以下に示す各対策にあつては、計画達成の方途の実施主体を「国」、「地」（県及び市町村）、「関係道路団体」（東日本高速道路（株）及び首都高速道路（株））及び「民」（民間事業者）として示す。

3：自動車単体規制

自動車排出ガスによる大気汚染問題の解消に向けて、環境基準（人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）達成のための規制に基づいた自動車の走行燃費向上や排出される汚染物質の量を削減させるための技術的な規制のこと。

車種規制

法の対策地域内で、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準（以下「排出基準」という。）を満たしていないトラック、バス等（ディーゼル車、ガソリン車及びLPG車）及びディーゼル乗用車は、猶予期間（初度登録からの経過年数）経過後は登録ができなくなる規制のこと。対策地域内に使用の本拠の位置を有する使用過程車と新車について適用される。

4：削減対策

自動車単体規制、車種規制、埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）によるディーゼル車の運行規制及び低公害車の普及等

第1節 自動車単体対策の強化等

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量を直接的に低減するものとして、以下の対策を行う。

1 ディーゼル重量車の新たな目標値の早期達成等

平成 17 年の中央環境審議会の第八次答申に示されたポスト新長期規制が、車両総重量 12 トン超のディーゼル車は平成 21 年から、また、車両総重量 3.5 トンを超え 12 トン以下のディーゼル車は平成 22 年から適用された。

また、平成 22 年の中央環境審議会の第十次答申で、車両総重量 3.5 トンを超えるディーゼル重量車の新たな排出ガス許容限度目標値が平成 28 年末(トラクタは平成 29 年末まで、車両総重量 7.5 トン以下の小型自動車及び普通自動車は平成 30 年末)までに適用されることが示されたところであり、これらに基づき、目標値の早期達成を推進していく(国)。

〔新車ディーゼル重量車に対する排出ガス対策の概要〕

ポスト新長期規制

- ・ 21 年規制 平成 21 年 10 月 1 日以降の新車から適用
ディーゼル車(車両総重量 3.5 トン超 12 トン以下を除く。)が対象

- ・ 22 年規制 平成 22 年 10 月 1 日以降の新車から適用
ディーゼル車(車両総重量 3.5 トン超 12 トン以下)が対象

新たな許容限度目標

- ・ 平成 22 年の中央環境審議会の第十次答申で、ディーゼル車の平成 28 年末までの実施に向けた許容限度目標値を提言(トラクタは平成 29 年末まで、車両総重量 7.5 トン以下の小型自動車及び普通自動車は平成 30 年末まで)。

2 車両検査・点検整備の徹底化対策

検査機器の更新等を通じて検査精度の向上を図り、車両検査体制を充実強化する(国)。

また、「マイカー点検教室」を実施し、広く県民に対して点検整備の確実な実施についての啓発活動を行う(国、民)。

さらに、自動車関係団体の協力の下に実施される「ディーゼルクリーン・キャンペーン」において、使用過程車からの黒煙の低減に取り組む(国、民)。

3 技術開発の推進

ディーゼル車の燃料改善、排出ガス低減技術の研究等、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の低減に関連する技術の研究開発等を推進するとともに、補助制度又は融資制度により、その普及に努める(国、地、民)。

4 過積載車両・整備不良車両等の違反車両への対策

定期的に街頭検査を実施し、過積載車両、整備不良車両及び不正改造車両を排除する(国、地)。

埼玉県過積載防止対策推進会議において決定した「埼玉県過積載防止総合対策」に基づき、公共工事発注者と連携した過積載防止対策を推進するとともに、各種広報啓発活動を推進する（地）。

また、過積載違反の指導取締りを行うとともに、過積載違反の下命及び容認、過積載要求行為等の背後責任の追及に努める。さらに、整備不良車両に対する指導取締りを強化する（国、地）。

第2節 車種規制の実施等

法に基づく車種規制の適正かつ確実な実施を図るとともに、排出基準に適合した車への早期の転換を促進するために、以下の対策を行う。

車種規制の確実な実施を図るために、平成14年8月1日以降の車検時において、指定自動車に対して、排出基準への適合性、使用可能最終日等を自動車検査証に記載し、自動車使用者に周知を継続的に実施する（国）。

〔車種規制の概要〕

規制対象車

- ・普通トラック、小型トラック、大型バス、マイクロバス、特種自動車及びディーゼル乗用車のうち、対策地域内に使用の本拠の位置を有する車。

排出基準

- ・窒素酸化物及び粒子状物質の最大限の排出抑制を図る観点から、ガソリン車への代替が可能な乗用車、トラック及びバス（3.5トン以下のクラス）については、当面ガソリン車への代替を図るべくガソリン車並みの排出基準に、ガソリン車への代替が可能でないトラック及びバス（3.5トン超のクラス）については、法施行時における最新のディーゼル車並みの排出基準に設定する。
- ・排出基準非適合車は、平成14年10月1日以降、対策地域内において登録ができなくなる。なお、既に使用している車（使用過程車）については、その車種及び初度登録日（新車として登録された日）に応じて定められる猶予期間を超えると車検に通らなくなり、対策地域内では使用できなくなる。なお、現状で適用猶予のあるものは、次表のとおりである。

表 4 - 2 - 1 猶予期間

自動車の種別	初度登録年月日	使用可能最終日
大型バス (定員 30 人以上)	平成 5 年 10 月 1 日 ~ 平成 14 年 9 月 30 日	初度登録日から起算して 12 年間の末日に当たる日以後の検査証の有効期間満了日
特種自動車 (車検期間が 2 年のもの)	平成 7 年 10 月 1 日 ~ 平成 14 年 9 月 30 日	初度登録日から起算して 10 年間の末日に当たる日以後の検査証の有効期間満了日

排出基準適合車への早期の転換を促進するために、対策地域内における排出基準適合車への買換えに当たっては、国又は県による補助制度又は融資制度などの支援措置等を講ずる（国、地）。

各事業者に対しては、事業者の判断の基準となるべき事項により、排出基準適合車への積極的な転換を指導し、併せて排出基準適合車への転換を促進する（国、地）。

国、県、市町村及び関係道路団体は、公用車等について排出基準適合車への代替を率先して行うよう努める（国、地、関係道路団体）。

対策地域内への流入車についても、排出基準適合車とするよう、関係団体等を通じて自動車使用者に促す。

また、公共事業や物品の調達等において物品等を輸送する際に、これらの対策が率先して行われるよう努める（国、地）。

対策地域内に車両の使用の本拠である事務所があるにもかかわらず、規制逃れのための対策地域外に使用の本拠があるかのように偽装して自動車の登録を行う、いわゆる「車庫飛ばし」への対策・取締りを推進する（国、地）。

第3節 条例に基づく施策の推進等

埼玉県生活環境保全条例による自動車から排出される大気汚染物質の削減を図るとともに、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年条例第9号）により大気汚染防止に関係がある地球温暖化対策を推進するものとして、以下の対策を実施する。

1 ディーゼル車の運行規制

トラック、バス等のディーゼル車のうち、粒子状物質に係る県の排出基準を満たさないディーゼル車は、県内での運行が禁止される。この運行規制の確実な実施を図るため、自動車使用者又は荷主に対して周知するとともに指導を行う。

なお、県外から流入するディーゼル車についても規制の対象とする（地）。

(1) 運行規制が適用されるディーゼル車

ア 貨物自動車（トラック、バン等）

イ 乗合自動車（大型バス、マイクロバス）

ウ 特種用途自動車（乗用車をベースに改造したものは除く。）

ただし、乗用車や知事が指定した粒子状物質減少装置（DPF等）を装着したディーゼル車は、運行規制の適用から除外される。

(2) 荷主等の義務

反復継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者は、貨物又は旅客の運

送等の委託を受ける事業者が規制を遵守するように、県の排出基準を満たす自動車を使用していることを確認する等適切な措置を講じなければならない。

2 アイドリング・ストップの実施

駐停車時におけるアイドリング・ストップを行うよう、自動車、原動機付自転車等の運転者に対して指導を行う(地)。

また、自動車等の使用者に対しても、運転者がアイドリング・ストップを行うよう、適切な措置を講ずるよう指導する(地)。

さらに、収容能力が20台又は面積が500㎡以上の自動車駐車場等の設置者及び管理者に対し、看板の設置などにより、アイドリング・ストップの実施を駐車場の利用者に周知するよう指導する(地)。

3 燃料に関する規制

次に掲げる燃料は、自動車及び大型・小型特殊自動車の燃料として、県内において使用し、又は販売することを禁止し、指導を行う(地)。

- (1) 重油
- (2) 重油を混和した燃料
- (3) 日本工業規格に定める軽油以外の軽油

4 自動車公害監察員による指導

自動車公害監察員を配置し、事業所への立入検査、路上検査による違反車両、重油混和燃料の取締り等を実施する(地)。

5 低燃費車の導入義務

県内の事業所で200台以上の自動車を事業に使用する大規模事業者等に対し、平成27年3月31日までに、低燃費車の台数を5%以上とすることを義務付けていることから、関係事業者に対して周知・指導を徹底して行う(地)。

第4節 低公害車の普及促進

低燃費かつ低排出ガス認定車(5)を含む低公害車の普及を支援するとともに、より低公害な次世代自動車(電気自動車、天然ガス(CNG)自動車、一定の基準を満たすハイブリッド自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル自動車等)の一層の普及支援を推進する。併せて電気自動車等に新たに必要となるインフラ施設の整備拡充のための各種支援措置等を講ずる(国、地)こと等により、平成28年度において次世代自動車の普及率が13%となるよう努める(地)。

公用車について、特殊な用途に供する自動車を除き、次世代自動車を含む低公害車の積極的な導入を図る(国、地)。

次世代自動車戦略 2010(6)(平成 22 年 4 月策定)に基づき、より効果的な次世代自動車普及策を推進する(国)。

5 : 低燃費かつ低排出ガス認定車

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)に基づく燃費基準(トップランナー基準)早期達成車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領(平成 12 年 3 月 13 日告示)に基づく低排出ガス認定車

6 : 次世代自動車戦略 2010

自動車や関連産業及び社会全体の中長期的な対応の在り方に関する新たな戦略を構築すべく経済産業省が設置した「次世代自動車戦略研究会」で検討を行った結果を取りまとめた国家戦略

低公害車の普及策

・ 公的部門による率先導入

県が新たに導入する公用車は、原則として次世代自動車とし、次世代自動車により難しい場合は、環境性能がより高い自動車を導入する。

・ 民需への本格的普及支援

電気自動車等の導入促進(車両導入支援措置の拡充及び税制・金融支援の活用)、燃料等供給インフラの整備(重点地域に対する優先的支援及び税制・金融支援の活用)を図る。

・ 物流業者におけるグリーン経営(7)の推進

グリーン経営の普及及び I S O 14001 の認証、エコアクション 21 認証制度(8)及びグリーン経営認証制度(9)への支援を図る。

7 : グリーン経営

環境負荷の少ない事業運営のこと。

8 : エコアクション 21 認証制度

全ての事業者が、環境への取組を効果的・効率的に行うことを目的に、環境省が定めるガイドラインに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている者に対して認証・登録を行い、環境改善の努力を客観的に証明し、公表することにより、取組意欲の向上を図り、運輸業界における環境負荷の低減につなげていくための制度

9 : グリーン経営認証制度

トラック、バス、ハイヤー、タクシー運送事業等におけるグリーン経営について、認証機関が定めるグリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して認

証・登録を行い、事業者の環境改善の努力を客観的に証明し、公表することにより、取組意欲の向上を図り、運輸業界における環境負荷の低減につなげていくための制度

・その他の施策

産業界における次世代自動車を含む低公害車導入への積極的な取組、次世代低公害車の開発、安全基準の策定、性能評価手法、燃料性状等の標準化等及び現行の大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の開発等の技術開発を促進する（国）。

なお、県内の事業所で200台以上の自動車を事業に使用する大規模事業者等には、埼玉県地球温暖化対策推進条例により平成27年3月31日までに、低燃費車の台数を5%以上とすることを義務付け、関係事業者に対して周知・指導を徹底するなど、より一層の自動車からの排出ガス及びCO₂排出量の削減を図る（地）。（一部再掲）

表4-4-1 低公害車の区分

車 種	
低 公 害 車	次 世 代 自 動 車
	電 気 自 動 車
	メタノール自動車
	天然ガス自動車
	ハイブリッド自動車
	プラグインハイブリッド車
	燃料電池車
	クリーンディーゼル自動車
	低燃費かつ低排出ガス認定車

第5節 エコドライブの普及促進

適正運転（以下「エコドライブ」という。）の普及のため、関係省庁及び地方公共団体が関係業界の自主的な取組を支援するほか、関係省庁、地方公共団体及び関係業界が連携し、エコドライブ講習会等のイベントの開催や自動車の運転者への教育等の普及啓発活動を行うものとする（国、地、民）。また、関係省庁及び関係団体においてエコドライブの普及・推進に必要な調査を実施し、今後の施策に反映させるものとする（国、民）。

第6節 交通需要の調整・低減

貨物自動車等の交通需要の調整・低減及び公共交通機関の積極的な活用による自家用乗用車の利用抑制を行い、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を削減するものとして、以下の対策を行う。

1 貨物自動車の効率的運行促進対策

総合物流施策大綱(平成21年7月閣議決定)を踏まえて、関係機関と連携し、各種施策を総合的に推進する(国)。

2 鉄道利用輸送促進対策

物資輸送に関連して、国内貨物輸送の大部分をトラック輸送に依存している中で、輸送効率が優れ、環境負荷がより少ない鉄道及び海運への転換「モーダルシフト(10)」の推進及び共同輸配送等について促進を図る(国)。

また、地下鉄7号線、8号線及び12号線の延伸及び東西交通大宮ルート of 整備並びに既設鉄道路線の輸送力増強、利便性向上及び新駅設置等を促進することにより、鉄道利用の増加を図り、自家用自動車利用の抑制を推進する(地、民)。

10: モーダルシフト

トラックによる貨物輸送への偏向を、鉄道、船舶等による輸送に転換するなど、輸送のモード(方式)を切り換えること。二酸化炭素の排出を抑制するとともに、自動車公害、特に窒素酸化物による大気汚染及び騒音を防止し、道路の混雑及び渋滞による物流機能のまひを解消しようというねらいがある。

3 物流拠点の整備促進対策等

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に基づき、より効率的な物流システムの構築のための物流拠点の整備を推進する。

また、貨物自動車の効率的な運行等を啓発するほか、車両の無公害化を図るなどの環境配慮を進める。

さらには、生鮮食料品等の流通において、地産地消を積極的に推進し、フードマイレージ(11)の考え方を卸売市場関係者、流通業者及び消費者に周知する(国、地、民)。

11: フードマイレージ (Food Mileage)

生鮮食料品等の総重量と移送距離を乗じて数値化したもの。移送距離が短い食料品を食べることで、輸送によるCO₂などの排出を低減し、環境負荷を小さくするとした「フードマイルズ」と

いう考え方に基づいている。

4 バス輸送増強対策

バス路線の利便性・快適性の向上及びバリアフリー化を図るため、事業者の実施するノンステップバスの導入事業に対する経費の一部を補助することにより乗合バスの利用促進を図り、自家用自動車利用から公共交通機関利用への転換を促進する（国、地、民）。

また、公共交通機関であるバス路線の確保及び充実を図るため、バス運行費について補助を行う（地）。

5 都市内交通円滑化対策

鉄道、道路等の交通基盤整備と平行して、自動車の効率的利用の促進、公共交通機関の利用促進、自転車利用の促進等の交通需要マネジメント（ 12 ）を推進する（国、地、民）。

交通需要マネジメント施策を普及させるため市町村職員及び一般市民を対象とした研修会を開催するとともに、市町村及び民間事業者等関係機関と連携し、モビリティ・マネジメント（ 13 ）のモデル事業を実施する（国、地、民）。

自家用貨物自動車から輸送効率のよい事業用貨物自動車への輸送手段の転換（自営転換）を推進する（民）。

サードパーティーロジスティクス（ 14 ）の活用により、貨物の輸送効率の向上を図る（民）。

12：交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management）

自動車から公共交通機関への利用転換、徒歩又は自転車の利用促進等の「交通手段の変更」、共同集配送等による「自動車の効率的な利用」、時差通勤・通学による「時間の変更」などにより交通需要の調整を行うこと。

13：モビリティ・マネジメント

一人一人のモビリティ（移動）が社会にも個人にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通や自転車等を適切に利用する方向）に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策のこと。

14：サードパーティーロジスティクス

事業者に代わって、最も効率的な貨物の輸送に係る戦略の企画立案、貨物の輸送に係るシステムの構築の提案等を行い、高度な貨

物の輸送に係るサービスを提供すること。

第7節 交通流対策の推進

交通の分散及び道路機能の分化を図るとともに、交通の流れの円滑化を促進することにより、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を削減するとともに、沿道環境の改善及び保全に配慮した各種の対策を行う。

なお、主な対策については、次のとおりである。

1 幹線道路網整備推進対策

首都圏を環状に結ぶ東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道等東西広域幹線道路の建設を推進する（国、関係道路団体）。

表 4 - 7 - 1 幹線道路整備計画

路線名	事業区間	事業延長	事業期間
東京外かく環状道路(専用部)	和光市南～三郷市高州	34.6 km	昭和 61 年度～
首都圏中央連絡自動車道	入間市大字木蓮寺～幸手市大字木立	58.4 km	昭和 60 年度～

(埼玉県調べ)

2 幹線道路のバイパス建設推進対策

都市内における大型車を中心とした通過交通の排除や適切な誘導を図るため、バイパス道路の建設を推進する（国、地）。

表 4 - 7 - 2 幹線道路バイパス整備計画

路線名	事業区間	事業延長	事業期間
一般国道 4 号 (東埼玉道路)	吉川市川藤 ~ 春日部市水角	8.7 km	平成 20 年度 ~
一般国道 17 号 (上尾道路)	さいたま市西区宮前町 ~ 鴻巣市箕田	20.1 km	平成 2 年度 ~
一般国道 17 号 (本庄道路)	本庄市沼和田 ~ 上里町勅使河原	6.5 km	平成 15 年度 ~
一般国道 125 号 (栗橋大利根バイパス)	久喜市佐間 ~ 加須市北大桑	3.9 km	平成 19 年度 ~
一般国道 254 号 (和光富士見バイパス)	和光市新倉 ~ 富士見市下南畑	6.9 km	昭和 59 年度 ~
一般国道 299 号 (飯能日高バイパス)	日高市台 ~ 飯能市飯能	1.5 km	平成 18 年度 ~
一般国道 407 号 (鶴ヶ島日高バイパス)	鶴ヶ島市高倉 ~ 日高市森戸新田	2.8 km	平成 21 年度 ~
主要地方道さいたま菖蒲線	上尾市原市 ~ 上尾市平塚	0.9 km	平成 18 年度 ~
主要地方道練馬所沢線	所沢市下安松	0.4 km	平成 3 年度 ~
主要地方道飯能寄居線	日高市新堀 ~ 日高市北平沢	2.7 km	平成 7 年度 ~
一般県道加須幸手線	加須市大桑 ~ 久喜市八甫	2.4 km	平成 8 年度 ~
都市計画道路川越北環状線	川越市小室 ~ 川越市寺山	1.8 km	平成 13 年度 ~
都市計画道路飯能所沢線	所沢市松が丘 ~ 所沢市山口	1.9 km	平成 8 年度 ~
都市計画道路三郷流山線	三郷市彦糸 ~ 吉川市道庭	1.0 km	平成 19 年度 ~
都市計画道路越谷吉川線	越谷市大成町 ~ 吉川市吉川	1.0 km	平成 16 年度 ~

(埼玉県調べ)

3 現道拡幅・線形改良推進対策

渋滞や走行速度の低下を来している幹線道路においては、車線数の増設、道路の拡幅、道路線形の改良等を進める（国、地）。

表 4 - 7 - 3 拡幅計画

路線名	事業区間	事業延長	事業期間	事業内容
一般国道 4 号 (春日部古河バイパス)	春日部市下柳 ~ 幸手市上字和田	10.3 km	平成 18 年度 ~	4 車線化
一般国道 16 号 (入間狭山拡幅)	入間市河原町 ~ 狭山市上奥富	4.6 km	昭和 46 年度 ~	4 車線化
一般国道 17 号 (与野大宮道路)	さいたま市中央区下落合 ~ 中央区上落合	1.5 km	平成 6 年度 ~	4 車線化
一般国道 125 号 (行田バイパス)	羽生市須影 ~ 行田市小見	6.1 km	平成 20 年度 ~	4 車線化

(埼玉県調べ)

4 立体交差化推進対策

幹線道路において、著しい渋滞を来している交差点の立体交差化を進める。

また、踏切遮断による交通渋滞が著しい幹線道路等の渋滞解消を図るための立体交差化を進める（国、地）。

表 4 - 7 - 4 交差点立体交差化

路線名	事業区間	事業延長	事業期間	事業内容
都市計画道路三谷橋大間線	鴻巣市（JR高崎線）	0.6 km	平成12年度～	交差箇所 1箇所
主要地方道羽生外野栗橋線	羽生市（東武伊勢崎線）	1.9 km	平成元年度～	交差箇所 1箇所
主要地方道東松山桶川線	北本市（JR高崎線）	0.7 km	平成20年度～	交差箇所 1箇所
一般県道岩殿観音南戸守線	東松山市（東武東上線）	2.0 km	昭和63年度～	交差箇所 1箇所
都市計画道路大場大枝線	春日部市（東武伊勢崎線）	1.0 km	平成17年度～	交差箇所 1箇所

（埼玉県調べ）

5 交差点改良推進対策

渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、右・左折専用車線の設置等の交差点改良を行う（国、地）。

6 ETCの導入

料金所渋滞対策として、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）（15）を導入し、その普及促進を図る（関係道路団体）。

15：ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC：Electronic Toll Collection System）

料金所ゲートに設置したアンテナと、車両に装着した車載器との間で無線通信を用いて自動的に料金の支払を行い、料金所をノンストップで通行することができるシステム。

7 総合的な駐車対策

違法駐車による渋滞等の交通障害が集中する地域について、違法駐車の前除活動を強化し、特に悪質、危険性、迷惑性の高い違法駐車車両の指導取締りを強化し、駐車監視員活動ガイドライン内での放置駐車に対する巡回活動を徹底する（地）。

また、行政と民間の適正な役割分担の下に、駐車場の整備を促進するほか、駐車場への誘導・案内システム等の更なる整備拡大を図り、既存駐車場の有効利用を図る（地）。

〔関連事業概要〕

駐車場案内システムの整備拡大 ・さいたま新都心駐車場案内システム
・大宮都心駐車場案内システム

8 自転車道、歩道等の整備及び交通需要マネジメントの推進

徒歩や自転車の利用促進のために、自転車道や自転車専用通行帯等の自転車通行空間、歩道、横断歩道橋及び駐輪場等の整備を進めるとともに、時差通勤などの交通需要マネジメントについても推進する（国、地、民）。

9 道路工事等の平準化対策

道路工事等が特定の時期に集中することで発生する交通渋滞を避けるために、道路工事調整会議の開催、工事抑制区間の設定、道路のむやみな掘り返しの防止、年末・年度末等一般交通が輻輳する期間の工事抑制等により、工事の平準化等を図り、円滑な道路交通を確保する（国、地）。

また、高速道路における舗装工事等については、適切な工事時間帯の選定、短期集中工事の実施による工事の実施、積極的な広報の展開による道路利用者への周知を十分に行う（関係道路団体）。

10 交通管制システムの高度化

光ビーコン(16)、交通情報板及び交通調査用テレビカメラ等を整備し、交通管制センターのコンピュータシステムにより、道路交通を有機的・一元的に管理する新交通管理システム(U T M S)を推進し、渋滞の緩和、自動車交通総量の削減を図る(国、地)。

また、縦・横の路線で信号機関に連携をもたせて制御する集中制御化を推進し、スムーズな車の流れを確保する(地)。

16 : 光ビーコン

近赤外線を使用して、走行車両の感知機能及び近赤外線車載通信機を搭載した車両との間での双方向通信機能を持つ路側端末

表 4 - 7 - 5 交通管制システム等の整備状況

事業内容	設置場所	事業年度	整備基数
信号機の集中制御化	所沢市、狭山市、草加市、坂戸市	平成 18 年度	149 基
	朝霞市、新座市、久喜市、蓮田市、日高市	平成 19 年度	110 基
	さいたま市、上尾市、新座市、日高市	平成 20 年度	34 基
	所沢市、草加市、越谷市、吉川市	平成 21 年度	43 基
	飯能市、東松山市、桶川市、日高市	平成 22 年度	32 基

(埼玉県調べ)

第8節 局地汚染対策の推進

交差点における自動車排出ガス環境濃度調査等の実施により、汚染実態の把握に努めるとともに、局地的な汚染のメカニズム等についての調査研究を実施し、地域の実情に応じた効果的な施策を進める（地）。

第9節 普及啓発活動の推進

事業者及び県民が法に規定された責務について十分理解を深めるとともに、窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の防止について、協力を促すために、以下の対策を行う。

1 自動車使用自粛協力要請対策

事業者に対して、車両の有効利用の促進、モーダルシフトの推進、情報化の推進、物流施設の高度化・拠点の整備等による貨物自動車等の使用自粛について協力を働き掛けるとともに、県民に対しても公共交通機関や自転車利用によるマイカー使用の自粛を呼び掛けるなど、自動車の使用・利用の抑制を柱とする自動車交通量対策を、県内市町村との緊密な連携の下に推進する（地）。

2 啓発推進対策

大気汚染防止推進月間の催し等を通じて大気汚染問題についての普及啓発を行う（国、地）。

事業者に対しては、事業者の判断の基準となるべき事項についての周知徹底等を行う（国、地）。

自動車による大気汚染問題についての県民の意識等の把握に努めるとともに、自動車による大気汚染問題の実態とその防止対策への協力について広く県民に呼び掛ける（地）。

また、環境教育等の推進によって環境保全思想の啓発を図り、県民・事業者の自動車による大気汚染に対する自発的な防止行動の積極的な展開を促進する。さらに、交通安全運動を通じて、大気汚染問題につながる無謀運転及び迷惑運転等委の防止を呼び掛ける（地）。

イベント等での次世代自動車の試乗体験、また、電気自動車やプラグインハイブリッド車は、特長を生かすモデル的な活用を図り、県全域への普及拡大を図る（国、地、民）。

エコドライブについては、関係省庁及び地方公共団体が関係業界の自主的な取組を支援するほか、関係省庁、地方公共団体及び関係業界が連携し、エコドライブ講習会等のイベントの開催や自動車の運転者への教育等の普及啓発活動を推進する（国、地、民）。（再掲）

「マイカー点検教室」を実施し、点検整備の確実な実施についての啓発活動を行う（国、民）。（再掲）

第5章 その他重要事項

前章に示した各種施策に基づいて計画の達成を図るに当たり、以下に示す事項にも留意しつつ、より実効性のある窒素酸化物及び粒子状物質削減対策の推進を図る。

第1節 地方公共団体間の連携

窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染は、発生源となる自動車の地域間移動や汚染物質の移流などにより、広域的な問題となっている。そのため、対策地域間の連携を確保し、相互の十分な調整を図りつつ、計画の達成に努める（地）。

第2節 総量削減計画の進行管理

総量削減計画の達成のための各種施策について、各種調査資料等を必要に応じ相互に提供するなど関係機関と緊密な連携を図りつつ、施策の実施状況の把握等の進行管理を行うとともに、必要に応じその後の施策の在り方を見直す。

また、総量削減計画の進行管理については、その結果を公表する（国、地）。

第3節 調査研究

大気汚染の状況を的確に把握するため、環境の変化に対応して自動車排出ガス測定局の整備及び充実を図るなど、大気の常時監視測定体制の整備を進めるとともに、発生源である自動車について、的確な対策を講ずるため、国等の測定結果の活用など実態の把握に努める（地）。

また、対策地域内の自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量の一層の削減を図るための諸施策に関する調査検討を進める（地）。

第4節 地球温暖化対策との連携

次世代自動車を含む低公害車の普及促進やエコドライブの普及促進、交通需要の調整・低減などの施策は、これらの施策が自動車排出窒素酸化物等による大気汚染を防止するための施策であるとともに、地球温暖化対策の推進にも資するものであるという視点を持ち、推進する（国、地、民）。

第5節 平成32年度における窒素酸化物及び粒子状物質の目標量の検証

平成27年度の間目標の評価の際に、最新の知見を基に平成32年度の最終目標の総量の検証を行うこととする（地）。

告 示

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県朝霞市三原一丁目二百八十番六の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

所在： 埼玉県朝霞市三原1丁目地内

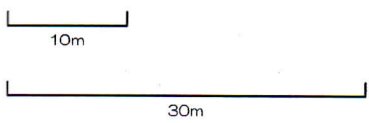
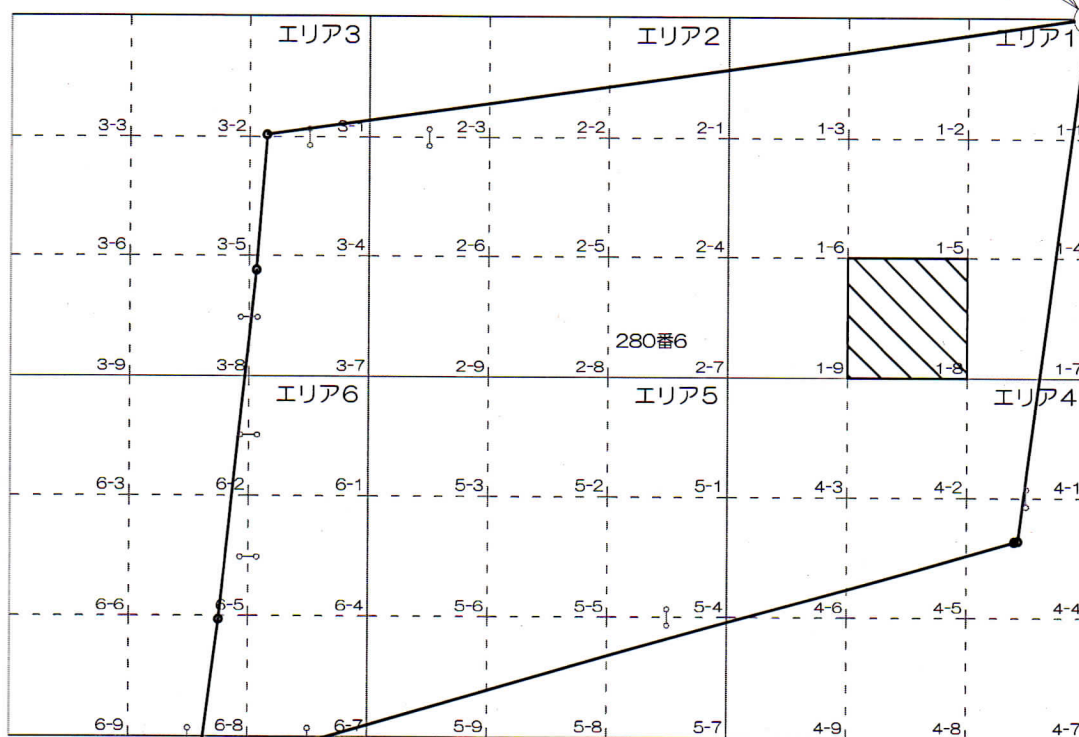
S = 1 : 600



【起点】
 起点は、埼玉県朝霞市三原1丁目280番6の最北端とした。

【格子の回転角度（回転角度6°13'）】
 格子の回転角度は、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させて角度を示す。

北
6°13'



凡 例	
	対象地（敷地境界）
	筆境界
	30m格子
	単位区画
	統合区画（130㎡以下）
	基準適合区画
	要措置区域 （トリクロロエチレンによる基準不適合区画）

告 示

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県朝霞市三原一丁目二百八十番六の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

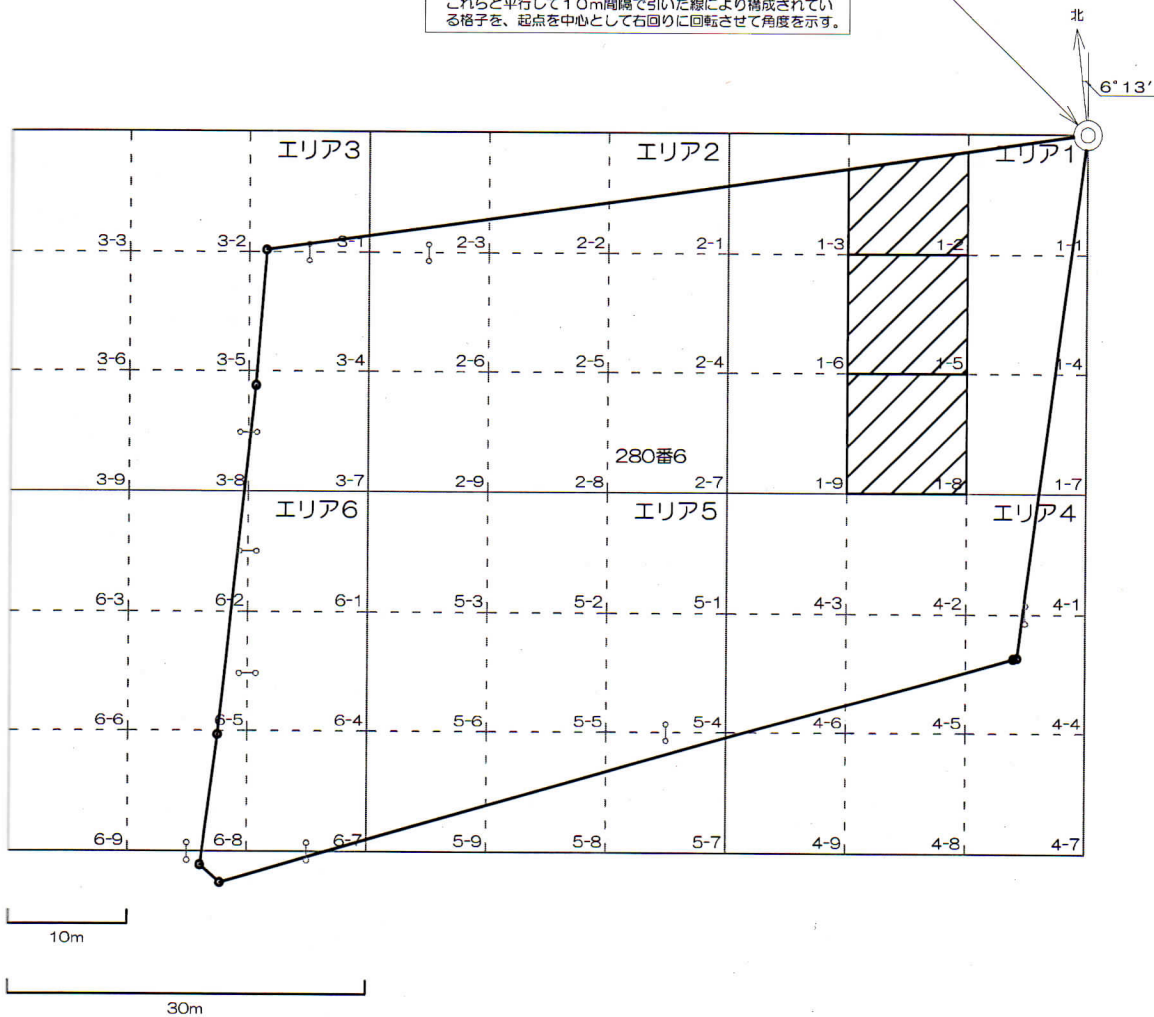
所在： 埼玉県朝霞市三原1丁目地内

S = 1 : 600



【起点】
 起点は、埼玉県朝霞市三原1丁目280番6の最北端とした。

【格子の回転角度（回転角度6° 13'）】
 格子の回転角度は、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させて角度を示す。



凡 例	
	対象地（敷地境界）
	筆境界
	30m格子
	単位区画
	統合区画（130㎡以下）
	基準適合区画
	形質変更時要届出区域 （鉛及びその化合物による基準不適合区画）

告 示

埼玉県告示第七百五十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域として指定する区域

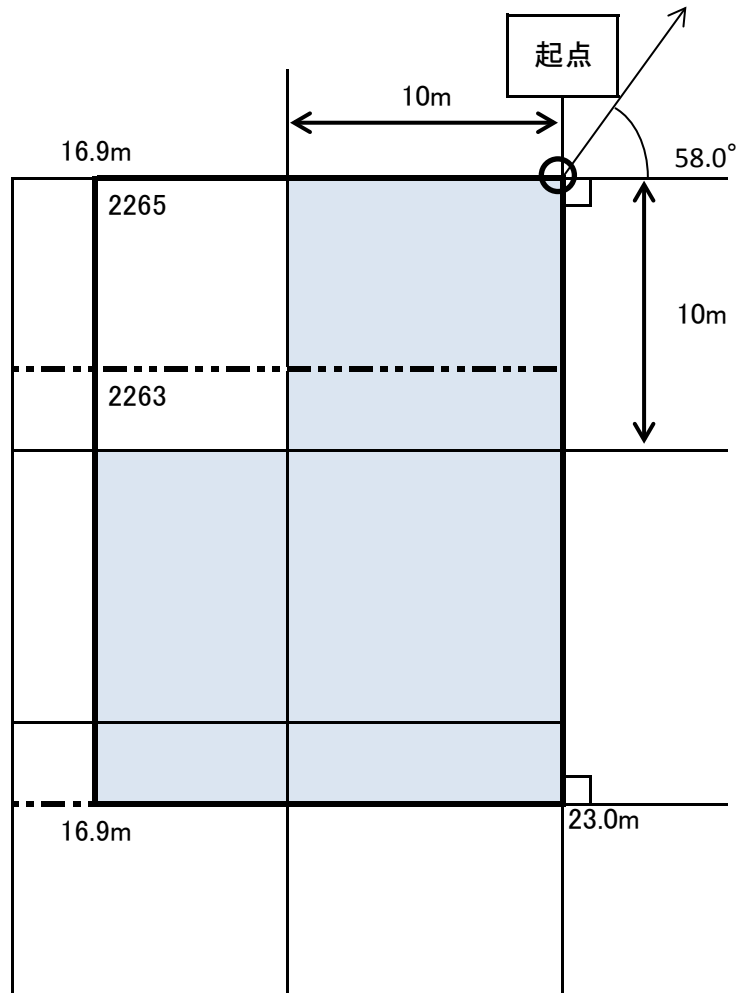
別図のとおり（埼玉県蕨市錦町六丁目二千二百六十三番の一部、二千二百六十五番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シスー一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、及びトリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



【起点】
 起点は、北緯35° 49' 東経139° 40' の地点とする。

【格子の回転角度(58.0°)】
 起点を通り東西方向および南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

-----: 地番境

□ : 調査対象地

■ : 要措置区域

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
宏 仁 会 高 坂 醫 院	東松山市西本宿1759-1	医療法人社団宏仁会小川病院	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成25年5月1日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
医 療 法 人 社 団 宏 仁 会 小 川 病 院	小 川 町 原 川 2 0 5	医療法人社団 宏仁会小川病院	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成25年5月1日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
特 定 非 営 利 活 動 法 人 ひ か り	加 須 市 南 篠 崎 2 - 1 4 - 2	特定非営利活動法人ひかり	訪 問 介 護	平成25年3月29日
株 式 会 社 フ ロ ン テ ィ ア 三 郷 営 業 所	三 郷 市 早 稲 田 3 - 1 3 - 1 3	株式会社フロンティア	特 定 福 祉 用 具 販 売	平成25年4月1日
デ ィ サ ー ビ ス セ ン タ ー レ ー ベ ン ホ ー ム 戸 田	戸 田 市 中 町 1 - 2 9 - 5	社会福祉法人畏敬会	通 所 介 護	平成25年4月1日
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム レ ー ベ ン ホ ー ム 戸 田	戸 田 市 中 町 1 - 2 9 - 5	社会福祉法人畏敬会	短 期 入 所 生 活 介 護	平成25年4月1日
す み れ 歯 科	富 士 見 市 鶴 馬 2 6 0 9 - 1 3 サ ン マ リ ー 鶴 瀬 1 階	長 富 啓 樹	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平成25年4月8日
ウ エ ル シ ア 秩 父 小 鹿 野 薬 局	秩 父 郡 小 鹿 野 町 小 鹿 野 1 9 7 9	ウエルシア関東株式会社	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成25年4月1日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 つ く し	所 沢 市 緑 町 4 - 6 - 6 ホ ワ イ ト ハ ウ ス 2 0 1	合同会社ケアステーションつくし	居 宅 介 護 支 援	平成25年4月1日
ウ ェ ル フ ェ ア プ ラ ン ニ ング 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	蓮 田 市 閩 戸 2 5 2 2 - 1	有限会社ウェルフェアプランニング	居 宅 介 護 支 援	平成25年5月1日
ケ ア ス テ ー シ ョ ン み や び	桶 川 市 川 田 谷 2 8 8 1 - 3	株式会社訪問看護ステーションみやび	居 宅 介 護 支 援	平成25年4月1日
セ イ ジ ョ ー 薬 局 桶 川 店	桶 川 市 若 宮 1 - 4	セガミメディクス株式会社	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成25年4月1日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
医 療 法 人 財 団 健 和 会 認 知 症 デ ィ サ ー ビ ス の ど か (和) 新 み さ と	三 郷 市 采 女 1 - 7 6 2 階	医療法人財団健和会	認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	平成25年5月1日
医 療 法 人 財 団 健 和 会 複 合 型 サ ー ビ ス ま い ほ - む 新 み さ と	三 郷 市 采 女 1 - 7 6 2 階	医療法人財団健和会	複 合 型 サ ー ビ ス	平成25年5月1日

でいさーびす ふくじゅ草	戸田市新曽 2 1 3 3 - 1	株式会社あいケア	通 所 介 護	平成 25 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
ウエルシア薬局和光丸山台店	和光市丸山台 2 - 1 1 - 2 1	ウエルシア関東株式会社	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
阪神調剤薬局 深谷店	深谷市原郷 3 9 8 - 5	株式会社阪神調剤薬局	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
株式会社居宅介護支援事業所ナガヤマ	北葛飾郡松伏町田中 3 - 1 4 - 3	株式会社居宅介護支援事業所ナガヤマ	居 宅 介 護 支 援	平成 25 年 5 月 1 日
伊奈オリーブ薬局	北足立郡伊奈町栄 3 - 1 5 - 4	株式会社メディックス	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 22 年 10 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ハピネスケアセンター	児玉郡上里町金久保 1 1 5 - 1 2	合同会社ハピネスライフ	居 宅 介 護 支 援	平成 25 年 5 月 1 日
済生会くりはし訪問看護ステーション	久喜市小右衛門 7 1 4 - 6	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会	訪 問 介 護	平成 25 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
済生会くりはし居宅介護支援事業所	久喜市小右衛門 7 1 4 - 6	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会	居 宅 介 護 支 援	平成 25 年 4 月 1 日
リアンルール川口	川口市八幡木 1 - 1 3 - 1 2	株式会社木下の介護	通 所 介 護	平成 25 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
小規模多機能型居宅介護ウィル・安行	川口市安行原 1 3 9 1 - 1	キットカンパニー株式会社	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	平成 25 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	
アースサポート東川口	川口市戸塚東 1 - 1 0 - 4	アースサポート株式会社	通 所 介 護	平成 25 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	

訪問介護 三福	川口市前川3-3-6熊木ハイツ103	合同会社ティーエムエー	訪問介護	平成25年5月1日
			介護予防訪問介護	
居宅介護支援センター ウィズ川口本町	川口市本町2-4-17	株式会社ウィズ	居宅介護支援	平成25年5月1日
ヘルスケアセイジョー薬局川口店	川口市川口1-1-1キューポ・ラ本館棟2階	セガミメディクス株式会社	居宅療養管理指導	平成25年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ニチイケアセンター川口中青木	川口中青木2-9-32	株式会社ニチイ学館	認知症対応型通所介護	平成25年5月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	
ひまわり薬局志木店	志木市本町6-21-11	株式会社メディカルプランニングサービス	居宅療養管理指導	平成25年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
セイジョー薬局狭山ヶ丘店	所沢市西狭山ヶ丘1-2474-21	セガミメディクス株式会社	居宅療養管理指導	平成25年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイリーケアセイジョー薬局所沢中央店	所沢市東所沢1-14-7	セガミメディクス株式会社	居宅療養管理指導	平成25年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ヘルスケアセイジョー薬局航空公園西口店	所沢市喜多町17-12ウエストハイツ1階	セガミメディクス株式会社	居宅療養管理指導	平成25年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ニチイケアセンター上尾 訪問看護ステーション	上尾市仲町1-5-10京屋ビル2階	株式会社ニチイ学館	訪問看護	平成25年5月1日
			居宅療養管理指導	
			介護予防訪問看護	
			介護予防居宅療養管理指導	

株式会社ココドール	越谷市増林 2 - 3 7 3 - 1	株式会社ココドール	福祉用具貸与	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防福祉用具貸与	
そよ風薬局小手指店	所沢市小手指元町 3 - 2 - 3 6	株式会社ファーマテック	居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
はるかぜ リハ・スポーツ館	鶴ヶ島市上広谷 7 2 2 - 1 1	有限会社温常会	通所介護	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防通所介護	
フィットネスデイ サンタ倶楽部	飯能市南町 9 - 2 3 ショッピングモールサビア飯能 2 階	有限会社TKY・クリエイティブ・サービス	通所介護	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防通所介護	
東松山宏仁クリニック	東松山市材木町 1 2 - 5	医療法人社団宏仁会小川病院	居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
そよ風薬局川島店	比企郡川島町伊草 9 7 - 6	メディカルファーマシー株式会社	居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイサービス一期の家 坂戸三光町	坂戸市三光町 7 - 3	ケア・トラスト株式会社	通所介護	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防通所介護	
デイサービスいちい	新座市野寺 4 - 6 - 3 6	カナエル株式会社	通所介護	平成 25 年 4 月 1 日
			介護予防通所介護	
ひまわり薬局	新座市野火止 6 - 5 - 2 3	株式会社メディカルプランニングサービス	居宅療養管理指導	平成 25 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ケアステーションあさひ熊谷船木台	熊谷市船木台 3 - 1 - 1 8	株式会社ヴァティー	通所介護	平成 25 年 5 月 1 日

			介護予防通所介護	
デイサービスセンターきららの杜幸手	幸手市下川崎317-1	社会福祉法人五霞愛隣会	通所介護	平成25年4月15日
			介護予防通所介護	
リハビリ特化型サービスセンターていらの幸手	幸手市下川崎317-1	社会福祉法人五霞愛隣会	通所介護	平成25年4月15日
			介護予防通所介護	
ウエルシア薬局飯能緑町店	飯能市緑町2-6	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
みなみ草加クリニック居宅介護支援事業所	草加市新里町107-1	株式会社BloomingSoul	居宅介護支援	平成25年5月1日
ヒューマンサポート草加デイサービスセンター	草加市原町2-4-3	株式会社日本ヒューマンサポート	通所介護	平成25年5月1日
			介護予防通所介護	
デイサービス龍宮御殿	春日部市粕壁東2-1-39	医療法人社団博慈会	通所介護	平成25年4月1日
			介護予防通所介護	
デイサービスなないろホーム	春日部市金崎454-5	株式会社リブライツ	通所介護	平成25年4月1日
			介護予防通所介護	
医療法人みやび会 おおつ整形外科	春日部市中央2-17-10昭和ビル第3-3階	医療法人みやび会	訪問リハビリテーション	平成25年4月1日
			居宅療養管理指導	
レスポンス	春日部市牛島50-16	株式会社レスポンス	福祉用具貸与	平成25年5月1日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	

			介護予防福祉用具貸与	
野口歯科クリニック	春日部市牛島1568	野口 英明	居宅療養管理指導	平成25年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
彩西訪問看護ステーション	比企郡鳩山町泉井495-5	特定非営利活動法人彩西ナーシングケア	訪問看護	平成25年6月1日
			介護予防訪問看護	
けあビジョン羽生	羽生市北2-13-36	株式会社ビジュアルビジョン	訪問介護	平成25年4月1日
			介護予防訪問介護	
アースサポートふじみ野	ふじみ野市苗間456-1	アースサポート株式会社	訪問介護	平成25年4月1日
			介護予防訪問介護	
ありの実デイサービス	児玉郡神川町元阿保778-1	フリージア株式会社	通所介護	平成25年6月1日
			介護予防通所介護	
デイサービスセンターこむぎ	児玉郡上里町神保原町2026-1	株式会社VISION	通所介護	平成25年5月8日
			介護予防通所介護	
グループホームやわた	比企郡小川町奈良梨346-1	有限会社関根	認知症対応型共同生活介護	平成25年4月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
ふたば薬局	上尾市愛宕2-7-7	株式会社アイアイファーマシー	居宅療養管理指導	平成25年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
おぶすまの里2号館	大里郡寄居町牟礼1508-1	医療法人社団明和会	地域密着型特定施設入居者生活介護	平成25年4月20日
石橋内科クリニック	上尾市中分1-1-6	医療法人健好会	訪問リハビリテーション	平成25年5月1日

			介護予防訪問リハビリテーション	
ヘルパーステーション心愛(ここあ)	新座市北野3-20-12イースタンプラザ北野203	株式会社心愛(ここあ)	訪問介護	平成25年5月1日
			介護予防訪問介護	
居宅介護支援事業所けいわ	越谷市千間台西2-12-8	医療法人社団大和会	居宅介護支援	平成25年5月1日
デイサービスセンター麦倉ひばりの里	加須市麦倉2116-2	特定非営利活動法人ひばりの里ネットワーク	認知症対応型通所介護	平成22年7月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	
株式会社七草 なずな居宅介護支援事業所	所沢市山口430-1アクセ・アイン201	株式会社七草	居宅介護支援	平成25年5月1日
ベテラン館	ふじみ野市亀久保1833-5	医療法人新正会	居宅介護支援	平成25年5月1日
美里町地域包括支援センター	児玉郡美里町木部538-5	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	介護予防支援	平成25年5月15日
有限会社大島介護大島介護サービスセンター	秩父市桜木町11-21	有限会社大島介護	居宅介護支援	平成25年4月1日
グループホームひだまりの家栗橋	久喜市小右衛門887-2	有限会社寿老会	認知症対応型共同生活介護	平成21年2月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
ケアプランセンター扇の森あげお	上尾市二ツ宮755-19	社会福祉法人永寿荘	居宅介護支援	平成24年6月1日

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
上尾中央訪問看護ステーション	所 在 地	上尾市柏座3-1-52	上尾市柏座1-10-3-15-102	介 護 予 防 訪 問 看 護
				訪 問 看 護
				居 宅 介 護 支 援
石心会ヘルパーステーション	名 称	狭山病院ヘルパーステーション	石心会ヘルパーステーション	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
グループホーム麦倉ひばりの里	名 称	グループホームひばりの里	グループホーム麦倉ひばりの里	介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護
				認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護
ヘルパーステーション やまと	所 在 地	越谷市大泊652-8	越谷市大林589-2	介 護 予 防 訪 問 介 護
				居 宅 介 護 支 援
				訪 問 介 護
あさがおホットステーション	所 在 地	所沢市泉町1838-5ハランマビル201	所沢市北岩岡455-14	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護
				居 宅 介 護 支 援
コープみらい上尾介護センター	名 称	さいたまコープふれあい介護センター上尾	コープみらい上尾介護センター	訪 問 介 護
				居 宅 介 護 支 援
	所 在 地	上尾市二ツ宮852-2ウッディヒルズA-3	上尾市二ツ宮920-1	介 護 予 防 訪 問 介 護
				居 宅 介 護 支 援
				訪 問 介 護

				介 護 予 防 訪 問 介 護
グループホームやわた	名 称	グループホーム関根塾	グループホームやわた	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護
コープみらい川口介護センター	名 称	さいたまコープふれあい介護センター-川口	コープみらい川口介護センター	居 宅 介 護 支 援 訪 問 介 護 介 護 予 防 訪 問 介 護
ケアプランゆずり葉	所 在 地	草加市北谷1-23-12ヘルツハイム202	草加市苗塚町394-1	居 宅 介 護 支 援
グリーンケア 寄居店	所 在 地	大里郡寄居町寄居887	大里郡寄居町寄居1546-1	特 定 福 祉 用 具 販 売 介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与 特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売 福 祉 用 具 貸 与
まごころホーム樋籠	名 称	まごころホーム	まごころホーム樋籠	通 所 介 護 介 護 予 防 通 所 介 護
	所 在 地	春日部市谷原3-15-5フカイトウND棟	春日部市樋籠336-1	通 所 介 護 介 護 予 防 通 所 介 護
訪問介護 ころる粋	所 在 地	比企郡滑川町月輪992-30	比企郡嵐山町むさし台2-16-4	介 護 予 防 訪 問 介 護 訪 問 介 護

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
美里町地域包括支援センター	児玉郡美里町木部538-5	介護予防支援	平成25年3月31日
おおつ整形外科	春日部市中央2-17-10昭和ビル3F	訪問リハビリテーション	平成25年3月31日
		居宅療養管理指導	
一本松医科歯科診療所	鶴ヶ島市下新田17-4	居宅療養管理指導	平成25年3月31日
		介護予防居宅療養管理指導	
ファーマライズ薬局八潮店	八潮市古新田894-11	居宅療養管理指導	平成25年3月31日
		介護予防居宅療養管理指導	
あおい薬局和ヶ原店	所沢市狭山ヶ丘1-2994-13	居宅療養管理指導	平成25年4月22日
		介護予防居宅療養管理指導	
デイリーケアセイジョー薬局 所沢中央店	所沢市東所沢1-14-7	居宅療養管理指導	平成25年3月31日
		介護予防居宅療養管理指導	
ヘルスケアセイジョー薬局 航空公園西口店	所沢市喜多町17-12 ウエストハイツ1階	居宅療養管理指導	平成25年3月31日
		介護予防居宅療養管理指導	
セイジョー薬局狭山ヶ丘店	所沢市西狭山ヶ丘1-2474-21	居宅療養管理指導	平成25年3月31日
		介護予防居宅療養管理指導	
スマイル薬局	富士見市鶴瀬西2-4-16	居宅療養管理指導	平成19年3月31日
		介護予防居宅療養管理指導	
さいとー薬局	富士見市鶴馬2-20-3	居宅療養管理指導	平成24年10月31日

		介護予防居宅療養管理指導	
クオール薬局 おおはら店	ふじみ野市大原 1 - 7 - 2 4	居宅療養管理指導	平成25年4月13日
		介護予防居宅療養管理指導	
ケアプランセンター扇の森 あげお	上尾市二ツ宮 7 5 5 - 1 9	居宅介護支援	平成25年4月30日
アースサポート狭山	狭山市富士見 1 - 1 0 - 1	介護予防訪問入浴介護	平成25年5月31日

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	開 設 者 名	休 止 年 月 日
ソラスト川口	川口市弥平2-22-10	介護予防特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護	株式会社ソラスト	平成25年5月1日

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
佐藤産婦人科小児科	医療法人 秦仁会	川口市並木 1-10-18	平成25年4月1日
奥村 医 院	奥村 期一	戸田市喜沢 1-33-4	平成25年4月15日
田近 医 院	本郷 徳子	川口市芝中田 1-26-21	平成25年4月1日
ふじみの皮フ科	医療法人社団 夏喜会	ふじみ野市ふじみ野1-4-16大井パークサイドビル2F	平成24年11月1日
医療法人社団彩虹会ツインシティ眼科	医療法人社団 彩虹会	越谷市弥生町17-1越谷ツインシティAシティ3F	平成25年4月1日
レッツ大腸肛門クリニック	石川 徹	三郷市半田 1218	平成25年4月1日
有田内科医 院	有田 満	川口市上青木西 3-11-17	平成25年4月23日
川口青木うぶかた皮フ科クリニック	熊谷 聖代	川口市青木 3-1-33	平成25年5月1日
さつき第二クリニック	医療法人さつき会	川口市川口2-8-19伊東ビル3F	平成25年5月1日
アズ・にいみ眼科	新美 岳彦	熊谷市筑波 2-115	平成25年5月1日
医療法人五十嵐医 院	医療法人五十嵐医 院	熊谷市上之 520-1	平成25年4月1日
こしの眼科クリニック	越野 崇	上尾市原市中 3-1-8	平成25年5月1日
むろた皮フ科	室田 東彦	越谷市下間久里 790-1	平成25年5月1日
医療法人みやび会おおつ整形外科	医療法人みやび会	春日部市中央2-17-10昭和ビル第3-3F	平成25年4月1日
金崎内科医 院	金崎 勝男	北足立郡伊奈町内宿台 3-40	平成25年5月1日
東坂戸歯科医 院	山口 忠昭	坂戸市東坂戸 2-6-102	平成25年4月1日
いのうえ歯科クリニック	医療法人 H & B	桶川市泉1-8-20ニューマリッジ大樹1F	平成24年5月1日

マ ハ 口 歯 科	澤 田 昭 仁	朝霞市溝沼4 - 7 - 21メゾンロワール101	平成25年5月1日
三郷デンタルクリニック	草 野 光 世	三郷市早稲田2 - 17 - 13早稲田ビル1 - B	平成25年4月1日
キースデンタルクリニック	久 松 弘 幸	川口市榛松1 - 3 - 32	平成25年4月1日
オーシャンデンタルクリニック	石 原 力	川口市上青木西5 - 25 - 17	平成24年11月22日
たかさご歯いしゅ	小 垣 佑 一 郎	草加市高砂1 - 3 - 20	平成25年4月1日
もりた歯科医院	森 田 富 之	坂戸市緑町26 - 4	平成25年5月1日
Q'sデンタルクリニック	小 林 久 純	春日部市粕壁東6 - 9 - 19	平成25年4月1日
ウエルシア秩父小鹿野薬局	ウエルシア関東株式会社	秩父郡小鹿野町小鹿野1979	平成25年4月1日
ふ た ば 薬 局	株式会社アイアイファーマシー	上尾市愛宕2 - 7 - 7	平成25年4月1日
チューリップ薬局白岡店	株式会社セキ薬品	白岡市千駄野657 - 7	平成25年4月1日
ウエルシア薬局北鴻巣駅前店	ウエルシア関東株式会社	鴻巣市赤見台1 - 11 - 23	平成25年3月1日
日本調剤新座薬局	日本調剤株式会社	新座市野火止5 - 10 - 22	平成25年5月1日
薬 局 か ま つ か	有限会社メディカルエム	鴻巣市鎌塚3 - 9 - 25	平成25年5月1日
阪神調剤薬局深谷店	株式会社阪神調剤薬局	深谷市原郷398 - 5	平成25年5月1日
ウエルシア薬局和光丸山台店	ウエルシア関東株式会社	和光市丸山台2 - 11 - 1	平成25年4月1日
エ ミ カ 薬 局	株式会社葵調剤	和光市諏訪4 - 11	平成25年4月1日
セイジョー薬局桶川店	セガミメディクス株式会社	桶川市若宮1 - 4	平成25年4月1日
オ レ ン ジ 薬 局	有限会社メディカルフローラ	川口市元郷4 - 1 - 3	平成25年5月1日
ヘルスケアセイジョー薬局川口店	セガミメディクス株式会社	川口市川口1 - 1 - 1キュポ・ラ本館棟2階	平成25年4月1日

ウエルシア薬局飯能緑町店	ウエルシア関東株式会社	飯 能 市 緑 町 2 - 6	平成 25 年 4 月 1 日
セイジョー薬局狭山ヶ丘店	セガミメディクス株式会社	所 沢 市 西 狭 山 ヶ 丘 1 - 2 4 7 4 - 2 1	平成 25 年 4 月 1 日
デイリーケアセイジョー薬局所沢中央店	セガミメディクス株式会社	所 沢 市 東 所 沢 1 - 1 4 - 7	平成 25 年 4 月 1 日
ヘルスケアセイジョー薬局 航空公園西口店	セガミメディクス株式会社	所 沢 市 喜 多 町 1 7 - 1 2 ウエストハイツ 1 階	平成 25 年 4 月 1 日
ドラッグセイムス加須東栄薬局	株 式 会 社 富 士 薬 品	加 須 市 東 栄 2 - 4 - 2 8	平成 25 年 5 月 1 日
ウエルシア薬局 騎西根古屋店	ウエルシア関東株式会社	加 須 市 根 古 屋 6 5 1 - 7	平成 25 年 3 月 1 日
アイン薬局 上尾駅前店	株 式 会 社 あ さ ひ 調 剤	上 尾 市 宮 本 町 3 - 2 - 2 0 9	平成 25 年 5 月 13 日
アリス薬局 浮塚店	株 式 会 社 ア リ ス 薬 局	八 潮 市 浮 塚 7 2 5 - 1	平成 25 年 5 月 1 日
済生会くりはし訪問看護ステーション	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部埼玉県済生会	久 喜 市 小 右 衛 門 7 1 4 - 6	平成 25 年 4 月 1 日

二 指定施術者

氏 名	住 所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
塚 田 勇		武 骨 堂 整 骨 院	東 松 山 市 箭 弓 町 2 - 8 - 2 9	平成 25 年 2 月 15 日
須 永 将 平		さ くら 接 骨 院 吉 見 院	比 企 郡 吉 見 町 江 和 井 4 9 7 - 2	平成 25 年 3 月 29 日
関 谷 将 志		せ き や 整 骨 院	所 沢 市 御 幸 町 6 - 1 サンライズ所沢 1 F - B	平成 25 年 4 月 11 日
庄 司 明 彦		庄 司 整 骨 院	川 口 市 前 川 4 - 4 6 - 1 2	平成 25 年 5 月 8 日
川 合 寿		ら く ら く 整 骨 院	川 口 市 飯 塚 3 - 8 - 9	平成 25 年 4 月 1 日
村 上 学		ま な ぶ 接 骨 院	板 橋 区 熊 野 町 3 9 - 1 シャトレ熊野町 1 F	平成 25 年 4 月 8 日

篠原 翔		中 富 接 骨 院	所沢市中富1588-10 長谷川第一ビル1F	平成25年4月1日
石川 加奈子		つ ば き 整 骨 院	所沢市山口5241-1-108	平成25年4月1日
平澤津 賢一		在宅・訪問マッサージONZE	狭山市青柳63新狭山ハイツ5-101	平成25年4月25日
相馬 明男		ソウママッサージ院	埼玉県川口市幸町1-13-3	平成23年7月1日

告 示

埼玉県告示第七百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
ウエルシア薬局川口北園店	所在地	川口市北園町 1 - 1 0 - 1 1	川口市北園町 1 - 1 0
やつかりハビリ訪問看護ステーション	所在地	草加市瀬崎 1 - 7 - 5 - 1 0 1	草加市谷塚町 8 2 8 - 1 2 - 1 0 3
上尾中央訪問看護ステーション	所在地	上尾市柏座 3 - 1 - 5 2	上尾市柏座 1 - 1 0 - 3 - 1 5 - 1 0 2
井上クリニック	名 称	第 一 ク リ ニ ッ ク	井 上 ク リ ニ ッ ク
榎原 医 院	名 称	榎 原 外 科 医 院	榎 原 医 院
社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院	名 称	社会医療法人財団石心会 狭山病院	社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団剛英会 清水ビルデンタルクリニック	三 郷 市 早 稲 田 2 - 1 9 - 4	平成 25 年 2 月 28 日
オ レ ン ジ 薬 局	富 士 見 市 ふ じ み 野 東 1 - 1 6 - 4	平成 25 年 3 月 31 日
セ イ ジ ョ - 薬 局 桶 川 店	桶 川 市 若 宮 1 - 4	平成 25 年 3 月 31 日
オ ー シ ャ ン デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	川 口 市 上 青 木 西 5 - 2 5 - 1 7	平成 24 年 11 月 21 日
五 十 嵐 医 院	熊 谷 市 上 之 5 2 0 - 1	平成 25 年 3 月 31 日
ヘルスケアセイジョー薬局川口店	川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟2階	平成 25 年 3 月 31 日
菱 沢 歯 科 医 院	羽 生 市 本 川 俣 6 7 4	平成 25 年 4 月 30 日
デイリーケアセイジョー薬局所沢中央店	所 沢 市 東 所 沢 1 - 1 4 - 7	平成 25 年 3 月 31 日
ヘルスケアセイジョー薬局 航空公園西口店	所沢市喜多町17-12 ウエストハイツ1階	平成 25 年 3 月 31 日
お お つ 整 形 外 科	春日部市中央2-17-10 昭和ビル3F	平成 25 年 3 月 31 日
寺 島 薬 局 北 鴻 巣 駅 前 店	鴻 巣 市 赤 見 台 1 - 1 1 - 2 3	平成 25 年 3 月 1 日
ド ラ ッ グ セ イ ム ス 戸 田 喜 沢 薬 局	戸 田 市 喜 沢 1 - 2 4 - 2 4	平成 24 年 7 月 15 日
キ ー ス デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	川口市榛松1-3-32 学研ココファン川口榛松1F	平成 25 年 3 月 31 日
寺 島 薬 局 騎 西 店	加 須 市 根 古 屋 6 5 1 - 7	平成 25 年 2 月 28 日
セ イ ジ ョ - 薬 局 狭 山 ケ 丘 店	所 沢 市 西 狭 山 ケ 丘 1 - 2 4 7 4 - 2 1	平成 25 年 3 月 31 日
エ ミ カ 薬 局	和 光 市 諏 訪 4 - 1 1	平成 25 年 3 月 31 日

長崎産婦人科医院	鴻巣市本町 6 - 1 - 1 5	平成 25 年 4 月 8 日
有田内科医院	川口市上青木西 3 - 1 1 - 1 7	平成 25 年 3 月 30 日
奥村医 院	戸田市喜沢 1 - 3 3 - 4	平成 25 年 4 月 4 日
佐藤産婦人科病院	川口市並木 1 - 1 0 - 1 8	平成 25 年 3 月 31 日
田近医 院	川口市芝中田 1 - 2 6 - 2 1	平成 25 年 3 月 31 日
木下産婦人科医院	鶴ヶ島市鶴ヶ丘字駅前通り 1 0 - 3	平成 25 年 4 月 25 日
峰岸歯科医院	深谷市緑ヶ丘 1 3 - 4	平成 25 年 4 月 10 日
医療法人東坂戸歯科医院	坂戸市東坂戸 2 - 6 - 1 0 2	平成 25 年 3 月 15 日
金崎内科医院	北足立郡伊奈町小針新宿高野屋敷 5 6 8 - 3	平成 25 年 4 月 30 日
ふたば薬局	上尾市愛宕 2 - 7 - 6	平成 25 年 3 月 31 日

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
産 科 ・ 婦 人 科 東 郷 医 院	坂 戸 市 千 代 田 2 - 8 - 5	平 成 25 年 5 月 10 日
摂 田 歯 科 医 院	入 間 市 扇 町 屋 1 - 9 - 1 7	平 成 25 年 4 月 1 日

告 示

埼玉県告示第七百六十号

平成二十三年埼玉県告示第千百六十号（埼玉県総合リハビリテーションセンター
使用料、手数料及び物品受払代金の収納事務の委託について）の一部を次のように
改正する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

表中「株式会社 日本医療事務センター」を「株式会社 ソラスト」に改める。

告 示

埼玉県告示第七百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
506,905,339円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
40,582,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第
1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
55,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第
1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第七百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 今井大輔	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第七百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
矢来用水堰土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	春山武光	埼玉県東松山市大字上押垂百二十四番地
同	杉浦喜一	同 同 下野本千三十七番地三
同	青木茂	同 同 下押垂二百七十九番地一
同	吉原利一	同 同 下野本七百九十五番地
同	加藤道夫	同 同 下野本七百七十六番地二
同	馬場利行	同 同 今泉六百七十二番地
同	飯嶋徳造	同 同 上野本千七百三十七番地
同	中嶋英雄	同 同 下野本七百三番地
同	大野和男	同 同 比企郡川島町大字長楽二百七十四番地
監事	丸山俊一	同 同 東松山市大字下野本九百二十二番地
同	川嶋富夫	同 同 今泉百五十二番地一
同	杉浦勉	同 同 下野本九百五十二番地四十六

二 退任

職名	氏名	住所
理事	滝瀬敏男	埼玉県東松山市大字下野本九百七十二番地
同	柴生田照美	同 同 下野本七百八十五番地
同	丸山俊一	同 同 下野本九百二十二番地
同	飯嶋徳造	同 同 上野本千七百三十七番地
同	杉浦重男	同 同 下野本九百四十四番地
同	千代田政秋	同 同 今泉五百九十二番地
同	清水正	同 同 下押垂十七番地三
同	清水茂	同 同 上押垂九十一番地
同	横田利夫	同 同 比企郡川島町大字長楽二百六十六番地一
同	加藤元之	同 同 東松山市大字下野本七百二十九番地三
同	新井正義	同 同 今泉百八十五番地一

同

山口勝夫

同

同

同
下野本八百二番地

告 示

埼玉県告示第七百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川島町土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
監事	山口 榮一	埼玉県比企郡川島町大字上小見野六百六十九番地

告 示

埼玉県告示第七百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
神川町土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び
住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名 氏 名 住 所

理事 新 井 明 夫 埼玉県本庄市児玉町上真下七十四番地

二 退任

職名 氏 名 住 所

理事 片 貝 一 正 埼玉県本庄市児玉町上真下六十四番地

告 示

埼玉県告示第七百六十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県狭山市大字堀兼字上榛二四四〇の四七
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
公益上の理由

告 示

埼玉県告示第七百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十五年五月十七日認可した。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

秦第二土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第七百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十五年五月二十日認可した。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

新堀土地改良区

二 事務所の所在地

蓮田市

告 示

埼玉県告示第七百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十五年五月二十三日それぞれ日認可した。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

新江川土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

飯能市長から飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

飯能市長から飯能都市計画岩沢北部土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七七七十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条の三第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、指定事務所登録機関の名称の変更の届出があったので、同法第二十六条の三第三項において準用する同法第十条の六第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 変更前の指定事務所登録機関の名称
社団法人埼玉県建築士事務所協会
- 二 変更後の指定事務所登録機関の名称
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
- 三 変更の年月日
平成二十五年四月一日

告 示

埼玉県告示第七七七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子複写機用再生紙 3 品目の単価契約 25,950箱 (A 4 版 25,000箱 A 3 版
800箱 B 4 版 150箱)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 4 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
溝口洋紙株式会社 埼玉県さいたま市見沼区卸町 1 丁目33番地
- 5 落札金額
27,207,075円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年 2 月15日

告 示

埼玉県告示第七百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか3品目の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社コイズミ 東京都板橋区熊野町33番3号
- 5 落札金額
25,909,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年2月15日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東松山越生線
- 三 道路の区域

東松山越生線	路線名
比企郡鳩山町大字奥田字鳥居前五三三番地一 地先から同郡同町大字大橋字川子田六八四番 地一地先まで	供用開始の区間
平成二十五年五月三十一日	供用開始の期日
延長一、四六〇・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令川建セ第二四 六六一号

二 検査済証番号

平成二十五年五月二十七日

川建セ第二五 二二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字飯田字日附田五九六番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字増尾二三一番地一六

木野 陽夫

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十二月六日

指令川建セ第二四〇一一二〇号

二 検査済証番号

平成二十五年五月二十四日

川建セ第二五 二一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字上細谷字実ヶ谷一二九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県深谷市萱場三九三番地一プリモ101号

原口 和磨 原口 舞

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月二十三日

指令川建セ第二四〇一二五〇号

二 検査済証番号

平成二十五年五月二十七日

川建セ第二五〇〇一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下貉字前野五八四番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市旭町二丁目十三番二 旭町ビューハイツニー九号室

石田 敏治

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年五月十三日

指令川建セ第二四〇〇六四一号

二 検査済証番号

平成二十五年五月二十八日

川建セ第二五〇〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字長楽字新田前二一七番一、一〇一五番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県高崎市双葉町一番一号 ラシーナ高崎八〇一号

伏見 妙子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

指定番号	一〇二
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年五月三十一日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六 五十五から 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六 五十五まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七 五十七から 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七 二 十四まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四・〇メートル 〇・〇メートル</p> <p>六・〇メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四十六・〇メートル</p> <p>二十七・二メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

指定番号	一〇三
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年五月三十一日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百六三から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百六十七ま で</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三千七一から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三千七四まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三千七三から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三千七一まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十九から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十九まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六・〇メートル</p> <p>四・〇メートル</p> <p>五・〇メートル</p> <p>六・〇メートル</p> <p>六・〇メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十五・〇メートル</p> <p>十九・〇メートル</p> <p>八・二〇メートル</p> <p>二十・〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十四年九月二十四日第十三号、平成十一年七月九日第二十一号で指定をした道路を次のとおり変更した。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

						一〇三	変更番号
						建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の変更に係 る道路の種類
						平成二十五年五月 三十一日	指定の変更の 年 月 日
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	指定の変更に係る道路の位置	
三九まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十七一から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十九まで	三三から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十九まで	七三まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十 七二一から	七三まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十 七二一から	二五まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六八十五 一四一から	十四一から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八 十四一から	指定の変更に係る道路の位置	
四・二メートル	六・〇メートル	六・〇メートル	六・〇メートル	六・〇メートル	四・〇メートル	指定の変更に 係る道路の延長 (単位メートル)	
九・〇メートル	七・九メートル	三二・九メートル	三二・九メートル	十四・二メートル	十四・二メートル	指定の変更に 係る道路の幅員 (単位メートル)	

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月二十五日

指令川建セ第二四 一二六号

二 検査済証番号

平成二十五年五月二十九日

川建セ第二五 二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字能増字都谷五七三番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字能増五七三番地

高橋 一彦

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

指 定 番 号	指定道路の種類	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	指定道路の延長 (単位メートル)	指定道路の幅員 (単位メートル)
一一号	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	平成二十五年五月 三十一日	<p>埼玉県坂戸市関間四丁目九十八から埼玉県坂戸市関間四丁目九十九一七七まで</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目百六 二十四から埼玉県坂戸市関間四丁目百六 二十八まで</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目九十七 九から埼玉県坂戸市関間四丁目九十七 二十九まで</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目九十七 十九から埼玉県坂戸市関間四丁目九十七 八十七まで</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目九十七 十七から埼玉県坂戸市関間四丁目百九 五まで</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目九十九 二十二から埼玉県坂戸市関間四丁目九十九 十まで</p>	<p>百二十四・一四メートル</p> <p>三十四・三四メートル</p> <p>八十九・五二メートル</p> <p>四十五・七九メートル</p> <p>百六・五二メートル</p> <p>十二・〇〇メートル</p>	<p>十二・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>八・〇〇メートル</p> <p>三・五〇メートル</p> <p>八・〇〇メートル</p> <p>十二・〇〇メートル</p> <p>十五・五〇メートル</p> <p>四・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

	第一号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	平成二十五年 五月二十七日	指定の年月日
埼玉原鴻巣市北新宿字屋敷通千八百八十七 一から 埼玉原鴻巣市北新宿字屋敷通千八百八十四 一まで	埼玉原鴻巣市北新宿字屋敷通千八百九十一から 埼玉原鴻巣市北新宿字屋敷通千八百八十七 一まで	指定に係る道路の位置
四十三・六	二十六・〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)
埼玉原鴻巣市北新宿字屋敷通千八百九十八から 埼玉原鴻巣市北新宿字屋敷通千八百九十まで	埼玉原鴻巣市北新宿字屋敷通千八百九十八から 埼玉原鴻巣市北新宿字屋敷通千八百九十まで	
三十五・八	六・〇〇	
六・〇〇	六・〇〇	
八十・〇	六・〇〇	
六・〇〇	六・〇〇	

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年四月二十六日

指令越建セ第二四〇〇五九一号

二 検査済証番号

平成二十五年五月二十七日

越建セ第八十七ー一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸七丁目千百八十四番一、千百八十四番二、千百八十

四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社 アーネストワン 代表取締役 西河洋一

告 示

埼玉県教委告示第二十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 清水松代

一 日時

平成二十五年六月六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県公安委員会告示第107号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により申請のあった特定講習の一部廃止について許可をしたので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年5月31日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

指定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名	廃止する特定講習の種別	廃止年月日
株式会社 春日部自動車教習所 春日部市小淵2095番地 斎藤 久雄	普通自動二輪車免許及び原動機付自転車免許に係る初心運転者講習	平成25年6月30日

告示

埼玉県選管告示第五十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
介護老人 保健施設	医療法人社団 明雄会 介護老人保健施設 エスポワール所沢	埼玉県所沢市大字下富千三百十番地十五
介護老人 保健施設	医療法人 瑞穂会 介護老人保健施設 志木瑞穂の里	埼玉県志木市上宗岡二丁目二十番十七号

雑 報

埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県環境影響評価技術審議会会長 米 林 仲

一 開催日時

平成二十五年六月十二日（水）十時から

二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館7A会議室

三 議題

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価報告書について

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、埼玉県環境影響評価技術審議会の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

傍聴の手続は抽選とする。ただし、定員に満たない場合抽選は行わない。

六 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境影響評価技術審議会事務局（埼玉県環境部環境政策課企画・環境影響評価担当）

電話〇四八（八三〇）三〇四一

正 誤

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号（平成二十五年五月二十一日第二千四百九十三号）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二地先から
同市上吉田字石間戸八番一三地先まで

正

秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二地先から
同市下吉田字矢畑五八八二番一〇地先まで

ページ 表中

二 敷地の幅員

誤

四・〇〇〽四・〇〇

正

四・〇〇〽二一・六六

ページ 表中

二 延長

誤

二七〇・〇〇

正

三七四・〇〇

正 誤

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号（平成二十五年五月二十一日第二千四百九十三号）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二地先から
同市上吉田字石間戸八番一三地先まで

正

秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二地先から
同市下吉田字矢畑五八八二番一〇地先まで

ページ 表中 行

二 備考 前から八

誤

延長二七〇・〇〇メートル

正

延長三七四・〇〇メートル